

令和3年3月2日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

I	新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について	1
II	教育委員会における障がい者雇用の取組状況について	22
III	教職員によるわいせつ事案防止対策の充実・強化について	27
IV	新まなびや計画の取組状況について	40
V	かながわ学校管理職育成指針（案）について	43
VI	教員の働き方改革の推進について	48
VII	令和4年度学科改編対象校（横須賀工業高校・海洋科学高校）の設置計画（案）について	56
VIII	かながわ特別支援教育推進指針（仮称）（素案）について	58
IX	県立社会教育施設の老朽化に対する取組等について	70
X	民俗芸能記録保存調査の計画変更について	73

I 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

1 経緯

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会及び県立社会教育施設への周知、徹底を図ってきた。

2 臨時休業から再開までの動き

(1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 2月28日の文部事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

イ 3月30日に、県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。

ウ 4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

エ 5月4日に、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

オ 5月22日に、国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学

校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。

【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】

- 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要がある。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。
- 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。
- 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。

カ 5月25日の国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下の(ア)から(ウ)のとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。

(ア) 県立学校は、6月1日から教育活動を再開する。

(イ) 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。

(ウ) 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

(2) 県立社会教育施設の対応について

ア 3月2日に、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。(図書館は、サービスの一部(窓口及び郵送(有料))による予約図書等の貸出及び返却、並びに電

話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談)を継続、金沢文庫は、改修工事のため休館)

イ 3月11日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、3月末まで臨時休館等を延長した。(図書館は、サービスの一部を継続)

ウ 3月24日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。(図書館は、サービスの一部を継続)

エ 4月7日に、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針(以下、「県実施方針」という。)が出されたことから、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。(図書館は、サービスの一部を継続)

オ 4月10日に、県実施方針が改定され、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請が出されたことから、4月12日に、図書館において臨時休館中も実施してきたサービスのうち、窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を5月6日まで休止とした。

カ 5月5日に、県実施方針が改定されたことから、図書館の窓口で行う予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。

キ 5月25日の、国の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染症に対する万全な拡大予防対策を講じた上で、以下の(ア)から(ウ)のとおり段階的に再開館することとした。

(ア) 県立図書館及び川崎図書館については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを5月27日から先行実施し、6月9日から再開館する。

(イ) 歴史博物館、金沢文庫(一部)、近代美術館(一部)については、6月9日から再開館する。

(ウ) 生命の星・地球博物館については、施設内の燻蒸作業完了の後、7月1日から再開館する。

ク 5月26日に、県立の図書館や博物館で実施する感染拡大予防対策の共通事項をまとめた「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知した。これを受け、各施設では、ガイドラインに基づき具体的な対策マニュアルを作成した。

3 再開後の動き

(1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 6月24日に、県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除(ステップ2へ移行)されたこと等を受け、5月22日に示した「ガイドライン(高等学校・中等教育学校)」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下の(ア)及び(イ)のとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

(ア) 「分散登校Ⅱ」(6月22日～27日)及び「時差短縮Ⅰ」(6月29日～7月4日)までは、当初の予定の通りとする。

(イ) 「時差短縮Ⅱ」(7月6日～8月29日)の期間中である、7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。

県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン(特別支援学校)」に記載した予定通りとする。

なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。

イ 7月3日に、5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン(高等学校・中等教育学校)」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について(通知)」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下の(ア)から(エ)のとおり

策定し、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

- (ア) 現時点で予定どおり 7 月 13 日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。
- (イ) 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等を示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。
- (ウ) 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。
- (エ) 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すことなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。

ウ 7 月 3 日に、市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和 3 年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下の(ア)から(ウ)のとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。

- (ア) 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第 3 学年の 1 月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。

教科	出題範囲から除く内容(※)
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」

※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。

- (イ) 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や英単語を問う問題(読み・書き・意味)において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。
- (ウ) 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。
- (エ) 県立中等教育学校入学者決定検査における適正検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。
- (オ) 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動(与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査)については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。
- エ 7月9日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議(以下、「県対策本部会議」という。)における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リ

スクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施することとし、同日、以下の(ア)から(ケ)の内容について各県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

- (ア) 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね 30 分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の 8 時 50 分から概ね 9 時 20 分以降とする。）を実施する。
- (イ) 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。
- (ウ) 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。
- (エ) 「時差通学」の継続については、原則として概ね 3 週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。
- (オ) 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- (カ) 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7 月 3 日付けで通知）等に基づき実施する。
- (キ) 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。
- (ク) 県立特別支援学校については、5 月 22 日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。
- (ケ) 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更

することがある。

オ 7月17日に、県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】

- 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。
- 実施にあたっては、感染防止に万全の措置を講ずる。
- 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。
- 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。
- 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。

カ 7月29日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。

キ 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

なお、これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。

- (ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について
学校長が、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時

にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

(イ) 県立特別支援学校について

- 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて設定し直すことも可能とする。
- 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。
- 併せて、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないとしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別に示す各ガイドラインに則った実施を可能とする。

ク 11月19日に、「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめ、入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に万全を期すとともに、受検者の受検機会の確保を図るため、

- 公立高等学校入学者選抜（共通選抜）における志願手続の郵送対応について
 - 公立高等学校入学者選抜における検査時の対応について
 - 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の対応について
 - 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者を対象とした「追加の二次募集」について
 - 県立中等教育学校入学者決定検査について
- などの対応をすることとした。

ケ 11月20日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校についても、これまでどおり「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育

委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。

(ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を改めて勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

(イ) 県立特別支援学校について

- 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討・設定することを可能とする。
- 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。

コ 11月27日に、県対策本部会議において、県内の新型コロナウイルスの感染レベルが、ステージⅢ（感染急増）目前である危機感を共有するため「ステージⅢ警戒宣言」が知事から発せられた。これを受け、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染防止策を改めて徹底するよう通知した。

(ア) 各学校においては、飛沫が飛び交うことによる感染リスクの低減を図るため、授業や特別活動、部活動における、マスクの着用や適切な身体的距離の確保や換気といった感染防止策を改めて徹底すること。

(イ) 5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン」等を示された「基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等」、「感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合」の出欠席の取扱いについては、「校長

が出席しなくてもよいと認めた日」とするとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。

サ 12月3日に、県対策本部会議において、知事メッセージとして、国が感染拡大防止に向けた集中期間としている同月17日までの間、特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。

各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、

- (ア) 基本的な感染防止対策を心がけ、日常生活のあらゆる場面で用心を徹底すること。
- (イ) 12月3日から17日までの間は、人との接触機会を減らすため、外出は控えめにすること。

なお、このことにより、部活動等、学校の教育活動に位置付けられた活動を制限するものではない。

シ 12月11日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から12月3日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

○ 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

今回の文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」では、これまで、感染者が判明した時点で、「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業を実施」としていた対応を見直し、「臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の可否を判断すること」とされている。

県教育委員会のこれまでの対応は、改訂前の国の対応と同様としており、県内の感染状況を踏まえ、当面の間、この対応を維持する。

○ マスク等の着用について

学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員は、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できる場合や体育の授業においては、着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。

○ 教室等の換気の徹底について

冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないよう、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内（授業中含む）の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

などの対応をすることとした。

ス 12月15日に、県対策本部会議において、知事メッセージとして、医療現場の厳しい状況に鑑み、年末年始に必要な医療を受けられなくなることが現実となる危機感を持ち、コロナを自分事として受け止め、行動変容を強く促すため、改めて特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。

○ 各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、基本的な感染防止対策を、日常生活のあらゆる場面で徹底し、特に、「飛沫に徹底用心」を強く意識することなどについて、改めて緊張感を持って対応するよう指導すること。

セ 12月25日に、現時点の感染状況を踏まえ、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとし、同日、以下の(ア)から(ウ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに教育活動の実施に係る留意事項を参考に適切に扱うように通知した。

- (ア) 現在の感染状況に応じた授業及び部活動の実施にあたっては留意事項に基づき適切に取り扱う。
- (イ) 出欠席の取扱いと学びの継続について、柔軟に取り扱う。
- (ウ) 教職員一人ひとりが「教職員の感染防止対策」を踏まえた感染防止対策を徹底する。

ソ 1月5日に、1月4日に開催された県対策本部会議における知事メッセージを踏まえ、緊急事態宣言の発令も見込まれる中、改めて12月25日付け通知で示した感染防止対策を徹底するよう県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、12月25日付け通知で示した感染防止対策を参考に、適切に取り組むよう通知した。

タ 1月7日に、特措法に基づく国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会としての対応を以下のとおりとし、同日に「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】

- 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。

- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

<高校、中等教育学校>

- 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、学校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、カリキュラム等の検討を進める。

<特別支援学校>

- 時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で学校長が登下校時刻を設定する。

○ 学習活動について

- ・ 感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。

○ 部活動について

- ・ 校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。
- ・ 大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教委と協議する。

○ 修学旅行等について

- ・ 延期または中止する。

○ 入学者選抜について

- ・ 感染防止対策を講じて、予定通り実施する。

チ 1月14日に、現在の感染状況を踏まえ、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新たな感染拡大防止の取組を以下のとおり行うこととした。

- 令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜におけるWebサイトによる合格発表。
- 中学3年生及びその保護者に確実な周知を図るため、令和3年度

神奈川県公立高等学校入学者選抜において前年度から変更する点をとりとまとめたリーフレットを作成し、県内国公立中学校の3年生全員に配付。

ツ 1月27日に、時期を改めて留意点等を示す予定としていた県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項等を以下のとおり整理し、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域における感染状況等に応じて適切に対応するよう通知した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で留意事項を変更する場合がある。

○ 卒業式・入学式は、学校行事の中でも新しい生活への節目となる最も大切な行事であることから、感染症対策に万全を期して実施することとする。その際、学習指導要領の特別活動（学校行事）に示された目標や内容を踏まえること。

○ 実施に当たっては、次のように対応すること。

- ・ 式場の換気、参列者のマスク着用、アルコール消毒等を徹底すること。
- ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。
- ・ 式への参列者は、卒業生又は入学生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生又は入学生の保護者の参列も可とする。また、来賓は招待しないこと。

保護者が参列する場合は、高等学校及び中等教育学校においては、生徒一人につき保護者1名までに限定すること。特別支援学校については、各校の実情に応じる。

- ・ 式の内容の精選などの工夫により、時間短縮を行うこと。
- ・ 国歌斉唱、校歌斉唱等については、式次第に位置付けること。ただし、飛沫の飛散防止の観点から、歌唱は控えること。（国歌、校歌、その他の歌は同じ扱いとすること。）

テ 2月2日に、国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和3年1月7日付け通知の内容により引き続き対応することとし、また、卒業式の実施に当たっては、令和3年1月27日付け通知の内容により対応するよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

(2) 県立社会教育施設の対応について

ア 1月7日に、特措法に基づく緊急事態措置に係る県実施方針が出されたことから、1月12日から2月7日まで博物館及び美術館については臨時休館することとした。図書館については、生徒・学生等に対する居場所の確保と学びの保障の観点から、感染防止対策に万全を期して引き続き開館し、開館時間を最大19時までとした。また、イベントや講座等についても、募集も含め原則延期または中止とする。

イ 2月2日に、国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、県実施方針が改定されたことから2月7日までとじていた県立社会教育施設の対応を、引き続き3月7日まで延長することとした。

4 今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していく。県立学校については、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していく。

また、県立の博物館及び美術館については、緊急事態宣言下においては、引き続き臨時休館とする。

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況

県教育委員会把握分（令和3年2月25日現在）

1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

(1) 児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数		
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1		
	特別支援学校	0	0		
	小 計	1人	1校		
6月から2月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	430	125		
	特別支援学校	24	11		
	小 計	454人	136校		
合 計		455人	137校	128,424人	169校

[参考]

県立学校児童・生徒数	県立学校数
128,424人	169校

(2) 教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数		
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1		
	特別支援学校	1	1		
	小 計	2人	2校		
6月から2月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	44	37		
	特別支援学校	14	10		
	小 計	58人	47校		
合 計		60人	49校	11,401人	169校

[参考]

県立学校教員数 (本務者)	県立学校数
11,401人	169校

(3) 臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
6月から2月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	28
	特別支援学校	7
合 計		35校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和2年5月1日現在「令和2年度学校基本統計（学校基本調査報告書）」より

(4) 月別感染者数
 <児童、生徒>

月	校種	感染者数	合計	<教職員>	
				感染者数	合計
3月	高等学校・中等教育学校	0	0	0	0
	特別支援学校	0		0	
4月	高等学校・中等教育学校	0	0	1	1
	特別支援学校	0		0	
5月	高等学校・中等教育学校	1	1	0	1
	特別支援学校	0		1	
小計	高等学校・中等教育学校	1人	1人	1人	2人
	特別支援学校	0人		1人	
6月	高等学校・中等教育学校	0	1	0	0
	特別支援学校	1		0	
7月	高等学校・中等教育学校	6	6	0	2
	特別支援学校	0		2	
8月	高等学校・中等教育学校	27	29	2	3
	特別支援学校	2		1	
9月	高等学校・中等教育学校	13	18	4	4
	特別支援学校	5		0	
10月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	1
	特別支援学校	0		1	
11月	高等学校・中等教育学校	20	25	3	5
	特別支援学校	5		2	
12月	高等学校・中等教育学校	77	81	8	10
	特別支援学校	4		2	
1月	高等学校・中等教育学校	245	251	21	23
	特別支援学校	6		2	
2月	高等学校・中等教育学校	35	36	6	10
	特別支援学校	1		4	
小計	高等学校・中等教育学校	430人	454人	44人	58人
	特別支援学校	24人		14人	
合計	高等学校・中等教育学校	431人	455人	45人	60人
	特別支援学校	24人		15人	

(5) 県立学校児童・生徒の感染状況(学校再開後：令和2年6月から令和3年2月まで)

高等学校・中等教育学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	70%	家庭内感染	47%
※うち重症者は0人		学校内感染	5%
		家庭・学校以外の活動・交流等	6%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	42%

特別支援学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	46%	家庭内感染	46%
※うち重症者は0人		学校内感染	13%
		家庭・学校以外の活動・交流等	29%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	12%

(6) 県立学校教職員の感染状況(学校再開後：令和2年6月から令和3年2月まで)

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	81%	家庭内感染	19%
※うち重症者は0人		学校内感染	5%
		家庭・学校以外の活動・交流等	5%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	71%

2 市町村立（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0
	中学校	5	4
	小学校	12	11
	特別支援学校	1	1
	小 計	18人	16校
6月から2月まで (学校再開後)	高等学校	62	15
	中学校	529	231
	小学校	843	429
	特別支援学校	12	5
	小 計	1,446人	680校
合 計	1,464人	696校	

〔参考〕	
市町村立学校児童・生徒数	市町村立学校数
659,165人	1,298校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0
	中学校	1	1
	小学校	2	2
	特別支援学校	0	0
	小 計	3人	3校
6月から2月まで (学校再開後)	高等学校	12	11
	中学校	54	41
	小学校	128	99
	特別支援学校	12	6
	小 計	206人	157校
合 計	209人	160校	

〔参考〕	
市町村立学校教員数（本務者）	市町村立学校数
41,347人	1,298校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
6月から2月まで (学校再開後)	高等学校	8
	中学校	59
	小学校	80
	特別支援学校	5
	合 計	152校

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教員数(本務者)は、令和2年5月1日現在「令和2年度学校基本統計(学校基本調査報告書)」より

(4) 月別感染者数
 <児童、生徒>

月	校種	感染者数	合計	<教職員>	
				感染者数	合計
3月	高等学校	0	1	0	0
	中学校	0			
	小学校	1			
	特別支援学校	0			
4月	高等学校	0	13	0	3
	中学校	3			
	小学校	9			
	特別支援学校	1			
5月	高等学校	0	4	0	0
	中学校	2			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
小計	高等学校	0人	18人	0人	3人
	中学校	5人			
	小学校	12人			
	特別支援学校	1人			
6月	高等学校	0	3	0	0
	中学校	1			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
7月	高等学校	0	11	0	8
	中学校	2			
	小学校	9			
	特別支援学校	0			
8月	高等学校	2	80	0	13
	中学校	17			
	小学校	61			
	特別支援学校	0			
9月	高等学校	0	60	0	5
	中学校	20			
	小学校	40			
	特別支援学校	0			
10月	高等学校	1	83	0	5
	中学校	28			
	小学校	54			
	特別支援学校	0			
11月	高等学校	8	101	4	19
	中学校	39			
	小学校	52			
	特別支援学校	2			
12月	高等学校	17	324	2	44
	中学校	150			
	小学校	155			
	特別支援学校	2			
1月	高等学校	31	704	5	105
	中学校	251			
	小学校	415			
	特別支援学校	7			
2月	高等学校	3	80	0	7
	中学校	21			
	小学校	55			
	特別支援学校	1			
小計	高等学校	62人	1,446人	12人	206人
	中学校	529人			
	小学校	843人			
	特別支援学校	12人			
合計	高等学校	62人	1,464人	12人	209人
	中学校	534人			
	小学校	855人			
	特別支援学校	13人			

(5) 市町村立学校児童・生徒の感染状況 (学校再開後：令和2年6月から令和3年2月まで)

高等学校			
症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	73%	家庭内感染	32%
※うち重症者は0人		学校内感染	14%
		家庭・学校以外の活動・交流等	2%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	52%
中学校			
症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	55%	家庭内感染	63%
※うち重症者は0人		学校内感染	5%
		家庭・学校以外の活動・交流等	6%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	25%
小学校			
症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	35%	家庭内感染	82%
※うち重症者は0人		学校内感染	3%
		家庭・学校以外の活動・交流等	7%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	9%
特別支援学校			
症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	50%	家庭内感染	33%
※うち重症者は0人		学校内感染	17%
		家庭・学校以外の活動・交流等	25%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	25%

(6) 市町村立学校教職員の感染状況 (学校再開後：令和2年6月から令和3年2月まで)

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	74%	家庭内感染	17%
※うち重症者は1人		学校内感染	4%
		家庭・学校以外の活動・交流等	10%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	69%

県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況
 <県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校>

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 3 年 2 月 25 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:35	1
8:45	1
8:50	5
8:55	1
9:00	14
9:05	4
9:10	29
9:15	10
9:20	40
9:25	6
9:30	22
9:35	1
9:40	3
9:55	2
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。
 （一部の県立高等学校を除く。）

県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

<県立特別支援学校 29 校>

登校時刻（令和 3 年 2 月 25 日現在）

登校時刻	学校数
8:45	1
8:50	2
8:55	1
9:00	9
9:15	1
9:30	10
9:40	1
9:45	1
9:50	1
10:00	2
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。

II 教育委員会における障がい者雇用の取組状況について

1 概要

平成 30 年 8 月、公務部門における対象障がい者の報告誤りの実態が全国的に判明し、本県においても再点検を行った結果、教育委員会、知事部局、警察本部において、誤った報告を行っていたことが判明した。

平成 30 年 6 月 1 日現在の障がい者雇用率が法定雇用率を下回ったことから、障害者の雇用の促進等に関する法律等（以下「法令等」という。）に基づき、平成 31 年 1 月 1 日を始期とし、令和 2 年 12 月 31 日を終期とする採用計画を作成し、国へ提出した。

障がい者の採用については、教員、行政事務職員、小中学校事務職員に加えて、令和元年度から学校技能員、令和 2 年度から県立学校の実習助手、図書館等の司書等に職種・職域を拡大するとともに、会計年度任用職員を雇用する「神奈川県教育委員会サポートオフィス」（以下「サポートオフィス」という。）を令和 2 年 7 月に設置し、障がい者採用を推進している。

しかし、令和 2 年 12 月 31 日現在の障がい者雇用率は 2.08%にとどまり、法定雇用率（2.4%）は達成できなかった。

このため、法令等に基づき、令和 4 年 12 月 31 日を終期とする新たな採用計画を作成し、2月に国へ提出した。

現在、令和 2 年 3 月に策定した「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画」（以下「活躍推進計画」という。）に基づき、「誰もが、ともに生き生きと働ける職場の実現に向けて」取り組んでいる。

2 障がい者雇用の状況

(1) 障がい者雇用率の状況

(単位：人)

	平成 30 年 6 月 1 日	令和元年 6 月 1 日	令和 2 年 6 月 1 日	令和 2 年 12 月 31 日
障がい者数（※）① （ ）内は実人数	345.5 (241)	390.0 (281)	428.0 (317)	509.5 (407)
法定雇用障がい者数の 算定基礎となる職員数②	23,960	24,044	24,058	24,456
障がい者雇用率 ①／②	1.44%	1.62%	1.78%	2.08%
法定雇用率（2.4%） 達成のための数 ③	575.0	577.0	577.0	586.0
不足数 ③－①	229.5	187.0	149.0	76.5

※ 障がいの程度や労働時間により換算した人数

(2) 常勤職員の採用状況

(単位：人)

採用年度	令和元年度	令和2年度
職種		
教員	2 (10)	4 (20)
小中学校事務職員	8 (7)	8 (10)
学校技能員	14 (10)	9 (25)
実習助手(総合)	—	9 (10)
実習助手(職業)・ 寄宿舎指導員	—	0 (1)
司書	—	1 (1)
小計	24 (27)	31 (67)
行政事務職員	17 【15】	11 【24】
合計	41	42

() 内は採用予定者数

【 】内は行政事務職員の採用予定者数で知事部局等の他任命権者と合算した人数

(3) サポートオフィスにおける会計年度任用職員の採用状況

(単位：人)

職種	概要	令和2年度の採用数
事務サポーター	教育局における事務補助 (チャレンジ雇用※1)	15 (20)
学校技能サポーター	県立学校における環境整備 (チャレンジ雇用※1)	16 (50)
I C T支援員	県立高校等における I C T業務	18 (75)
学校業務サポーター	県立特別支援学校等における事務補助	36 (29) ※2
合計		85 (174)

() 内は採用予定者数

※1 民間企業等への就職を目指す障がいのある人を、各省庁・各自治体で会計年度任用職員として雇用し、就労経験を踏まえ、雇用された方がハローワークなどを通じて民間企業等への就職を目指す制度

※2 年度中に採用予定者数を 59 人に増員。また、配置先を特別支援学校の他、行政機関に拡大（行政機関には 3 人を配置）

3 新たな採用計画

(1) 採用計画の概要

- ・ 令和3年1月1日を始期とし、令和4年12月31日を終期とする採用計画を作成し、2月に国（神奈川県労働局）へ提出した。
- ・ 法定雇用率が、令和3年3月に2.4%から2.5%に引き上げられる（不足数は25人（*）程度増加する）ことから、「法定雇用率達成のための数」（障がいのある職員数）を610人（*）程度と見込んでいる。
- ・ 計画期間2年間のうち、初年度（令和4年3月31日まで）における法定雇用率達成を目指しており、退職等による減少も見込んで、令和3年度は新たに120人（*）程度の障がい者の採用を予定している。

* 障がいの程度や労働時間により換算した人数

(2) 令和3年度の採用

- ・ 常勤職員の各職種について、令和2年度とほぼ同様の規模で募集し、採用選考の手続きを進めている。
- ・ サポートオフィスについて、現員からの継続者を含めた採用予定者数の合計は、令和2年度と同様174人としている。（新たに募集する人数は、現員からの継続見込の人数を減じて実施）
- ・ 募集にあたっては、令和2年度のサポートオフィスへの応募では、事務系職種への障がい者のニーズが高いこと、また、令和3年度にも相応の業務が見込まれることから、事務サポーターと学校業務サポーターの採用予定者数を増やすなど、各職種の採用予定者数の見直しを行っている。

事務サポーター	30人	（令和2年度当初	20人）
学校技能サポーター	40人	（令和2年度当初	50人）
I C T支援員	45人	（令和2年度当初	75人）
学校業務サポーター	59人	（令和2年度当初	29人）
合計	174人	（令和2年度当初	174人）

4 活躍推進計画に基づく取組状況

(1) 数値目標（障がい者雇用率）

現状：2.08%（令和2年12月31日現在）

目標：2.50%（令和6年6月1日）

(2) 令和2年度の主な取組

項目	内容	取組状況
推進体制の整備	「教育委員会障がい者雇用推進会議」(*1)の設置等	令和元年度設置 令和2年度はこれまで3回開催 サポートオフィスの取組、障がい者雇用率、今年度の取組等の報告・議論
庁内検討会議の設置等	「障がい者の活躍推進に関する庁内検討会議」(*2)及び検討チームの設置(*3)等	庁内検討会議は12月に開催し、今年度の取組等の報告・議論 検討チームは10月に設置、11月に今年度の取組状況の報告を行うとともに、意見等のヒアリング実施
	「障がい者活躍推進検討委員会」(*4)の設置等	令和3年1月開催(今年度の取組状況を報告し、委員会における意見を令和3年度の取組に反映予定)
	職員アンケート等の実施	障がいのある職員へのアンケートを10月に実施(悉皆) 様々な職種の職員へのヒアリングを12～1月に実施
相談先の確保等	「障害者職業生活相談員」の配置	総務室、教職員人事課及び障がいのある職員が5人以上いる所属に配置
	庁内相談窓口の設置	職員本人や管理監督者等が相談できる窓口を総務室、教職員人事課及び4教育事務所に設置
	国等の機関における相談窓口の活用	神奈川労働局に設置されている「職場適応支援者」による相談窓口を活用し、職員への支援を実施
障がい理解の促進	全職員向け啓発資料の配付等	8月に全職員に配付
	管理監督者向け研修の実施	管理監督者(人権男女主任者)、県立学校新任副校長、小中学校教頭等に実施(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の研修は資料配付や机上研修で実施)
	eラーニングの活用	厚生労働省の「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等を8月に周知し、障がい理解を促進

障がい者採用の取組	障がい者採用の募集案内時の対応	小中学校事務職員、司書及び学校技能員について、採用後に従事する職務の具体例を県HPに8月に掲載し、応募者が働くイメージを持ちやすいよう工夫
	「サポートオフィス」の設置	7月に設置。各職種を順次採用

- *1 教育局副局長（障害者雇用統括監）を座長に、教育局内の関係室課長や県立学校長の代表等で構成
- *2 県の各任命権者の人事担当課長及び関係課長で構成
- *3 県の各任命権者の推薦した障がいのある職員で構成
- *4 学識経験者や障がい者団体関係者等で構成

(3) 令和3年度の主な取組（予定）

引き続き、4(2)の各取組を着実に進めるとともに、新たに次の取組を実施・拡充する。

- ⑧・ サポートオフィスで、特別支援学校等の生徒の実習受入れ（インターンシップ）
 - ・ 全職員向け啓発資料に、障がいのある職員の声を掲載
 - ・ 管理監督者向けに、各所属での好事例や障がいのある職員の声を掲載した資料を配付し、所属での取組や研修等に反映

(4) 公表

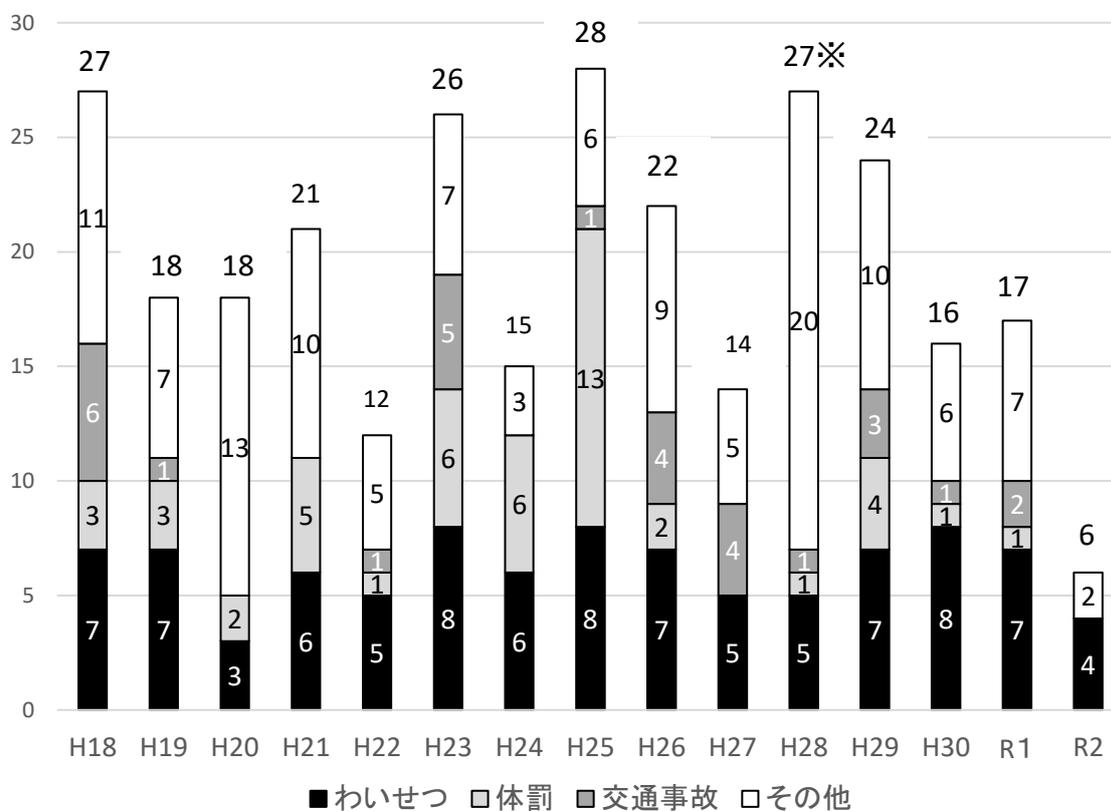
活躍推進計画に掲げる数値目標の達成状況及び取組の実施状況等を、今後、周知・公表していく。

Ⅲ 教職員によるわいせつ事案防止対策の充実・強化について

1 懲戒処分件数の推移

懲戒処分の件数は、平成18年度の27件から、令和元年度には17件と減少しているものの、わいせつ事案については、毎年度5～8件程度発生している。

単位：件、棒グラフの上段の数値は合計件数



■わいせつ □体罰 ■交通事故 □その他
 ※平成28年度の懲戒処分の件数27件には、入試選抜に係る事故による16件を含む。
 ※令和2年度は、2月末現在の件数。監督責任を除く。

2 これまでの不祥事防止対策の取組

県教育委員会では、全県立学校における「不祥事ゼロプログラム」の実施をはじめ、初任者など階層別研修の実施や、コンプライアンスマニュアルの作成などに取り組むとともに、懲戒処分の実施時には、県立学校長会議や市町村教育委員会との緊急会議を開催し、再発防止の徹底を図るなどの取組を進めてきた。

特に、継続的に発生しているわいせつ事案については、セクハラアンケートの実施をはじめ、発生の端緒となる児童・生徒とのSNS等の利用禁止や、具体的な事案を題材とした啓発資料を使った学校長と全教職員との個別面談の実施、更には懲戒処分の厳格化などに取り組んできた。

(参考1)

3 不祥事防止対策に係る課題

これまでの取組を通じ、懲戒処分の全体数は減少しているものの、わいせつ事案は、毎年一定程度継続して発生し、減少していない。また、令和2年度には、管理職によるわいせつ行為や、自校生徒に対する盗撮などの悪質な事案も発生している。

こうした状況を踏まえ、わいせつ事案の発生防止に一層効果的な取組を充実・強化していく必要がある。

4 「わいせつ事案防止対策有識者会議」について

(1) 会議の設置

ア 目的

教職員によるわいせつ事案の発生防止に資する方策等を教育長に提言する。

イ 所掌事項

- (ア) これまでのわいせつ事案防止策の評価、改善
- (イ) わいせつ事案の発生防止のための新たな方策など

ウ 構成員

精神科医、臨床心理士、弁護士、県立学校の代表者及び市町村教育委員会の代表者の計5名

エ 設置期間

令和3年1月28日～4月30日

(2) 会議の開催

	月日	内容
第1回	2月2日(火)	・ 不祥事の発生状況とこれまでの取組の評価・課題 ・ わいせつ事案の発生原因等の分析と対応の方向性等
第2回	2月12日(金)	・ 第1回会議の議論の整理 ・ 具体的方策の検討等

(3) 検討状況

これまでのわいせつ事案防止の取組の評価等を行うとともに、具体事例（5例）に係る発生原因等の分析と、対応の方向性等を整理した上、わいせつ事案の発生防止のための具体的な方策について検討した。

ア これまでの取組の評価等と課題

これまでの取組等について説明し、検討した。

(ア) これまでの取組の評価等について

○ 主な意見

- ・ これだけの取組を行ってきたことは一定の評価ができるが、取組は継続することが大切。
- ・ わいせつ事案発生背景等の校長への情報提供は、教職員の意識付けの観点からも役立っており、今後も継続すべきである。
- ・ 生徒へのセクハラアンケート調査等は、わいせつ行為について理解を深めてもらうとともに、被害を訴える機会にもなることから継続すべきである。

(イ) 課題について

○ 主な意見

- ・ 教職員には、法令遵守意識の啓発に留まらず、子どもへのわいせつ行為が違法とされる法令の趣旨や、子どもに与える深刻な影響を理解させる必要がある。

- ・ 学校で問題がない教職員は、外側から不祥事の兆候を察知することがなかなか難しい。事案の発生原因の分析・検討が必要である。
- ・ 校長の面談等で不祥事の兆候等を見抜くのは難しい。管理職が教職員の心理状況や不祥事の兆候を把握する方法の検討が必要である。
- ・ 教職員としての自覚、教育の専門家であるという意識を高め、教職員としてのアイデンティティを確立させることが、個人の資質によるわいせつ行為の防止につながる。

(ウ) 委員意見等の整理

- a 不祥事防止プログラムの推進をはじめ、これまでの取組は、教職員の不祥事防止の意識付けにつながる取組であり、一定の評価ができる。
- b 今後は、各委員の意見等を踏まえ、必要な改善を重ねながら、取組を強化・継続していく必要がある。
- c 委員意見を踏まえた課題
 - (a) 教職員に対するより深い意識啓発
 - (b) 教職員の心理分析等
 - (c) 教職員の内面を把握する面談等の実施
 - (d) 教職員の倫理意識の保持、向上

イ わいせつ事案の発生原因等の分析と対応の方向性等について

自校生徒へのわいせつな行為など具体事例について説明した上、検討した。

(ア) 発生原因等の分析について

○ 主な意見

- ・ 子どもは性行為等についての判断が未熟であり、大人によるわいせつ事案はその状態を利用したことになることや、子どもへの深刻な影響等について、教職員の理解が不足している。
- ・ 学校内の事案では、教職員が児童・生徒の相談等を行う中で、二者関係に陥ってしまい、

教職員が対応について判断を誤ってしまう。

- ・ カウンセリングのトレーニングを受けていない教職員だけで、生徒からプライベートな相談を受けることで、恋愛感情が生まれ、わいせつな行為につながっている。
- ・ 学校において、児童・生徒に対して、指導的な立場にある教職員の行動を抑止するシステムがない。
- ・ わいせつ事案防止の特効薬はない。特に個人の資質による事案の防止は難しいと思うが、どのような対策が事案を減らすことにつながるかという視点で様々な取組を加えていく必要がある。
- ・ 例えば、薬物依存症の場合などは、周りにどれだけサポートしてくれる人がいるかが、行為の抑止に重要である。

(イ) 対応の方向性等について

○ 主な意見

- ・ わいせつ事案は、児童・生徒に対する教育相談や指導の延長で発生している事案と、性癖等の個人の資質による事案に分けて考える必要がある。
- ・ 児童・生徒の心の問題に絡むような相談であれば、必ず他の教職員を交えて、複数対応を徹底することが必要である。
- ・ 教職員とカウンセラー（他職種）が併せて相談対応すれば、他の目があるとの意識が働き、気持ちを抑止することができる。
- ・ 一人（個人）ではなく、組織として対応すること、日常業務において十分な連携を図ることが、非常に大事である。

(ウ) 委員意見等の整理

a 発生原因等

- (a) 「児童・生徒へのわいせつ行為は、その未成熟な状態を利用すること」について教職員の理解不足
- (b) カウンセリングの専門知識等が不十分な教職員が相談等を行う際の児童・生徒との距離感誤認や判断誤り
- (c) 指導的立場にある教職員の行動を抑止する仕組みや、教職員のサポート体制の不足
- (d) 個人の性癖等

b 対応の方向性等

- (a) 学校における児童・生徒との関わり等から発生する事案と、性癖など個人的資質が要因となる事案とに分けた対応の検討
- (b) 対応の視点
 - ・ 未成熟な児童・生徒との関係性の理解促進
 - ・ 児童・生徒との適切な距離感の認識
 - ・ 児童・生徒指導における複数体制づくり
 - ・ 教職員を組織的にサポートする体制づくり

ウ 具体的方策（方向性）の検討等

わいせつ事案の発生原因等の分析と対応の方向性等を踏まえ、これまでの取組の改善の方向性を整理するとともに、新たな具体的方策（方向性）について検討した。

(ア) これまでの取組の改善等について

- ・ 研修や啓発資料に児童・生徒に対するわいせつな行為を禁止している法令の趣旨や児童生徒に与える深刻な被害の理解等の内容を追加
- ・ 校長等の個別面談の際、専門家の分析を踏まえた留意事項等の追加 など

- (イ) 新たな具体的方策（方向性）について（参考２）
- ・ 臨床心理士による個別事案の分析等
 - ・ 同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実
 - ・ 「自分を見つめるチェックシート」の活用
 - ・ 教育相談、指導における三者関係（複数対応）のルール化
 - ・ 教職員の倫理意識向上 など
- ※ (イ)については、第３回会議で継続検討の予定

5 今後の予定

- 令和３年３月 第３回開催
第２回会議の議論の整理
具体的方策（方向性）と実施に向けた検討
提言案の検討等
- ４月 提言のとりまとめ
提言内容を踏まえ、令和３年度の不祥事防止の取組に反映

これまでのわいせつ事案防止の取組

項目	概要
1 通年で実施している取組	
不祥事ゼロプログラムの推進 (H18～)	○ 県立学校においては、「児童・生徒に対するセクハラ、わいせつ行為の防止」を必須課題として、毎年度研修等を実施
行政事務調査・指導等の実施 (H11～)	○ 教育局職員が、各所属を巡回して、児童・生徒との適正な連絡方法の遵守、教科準備室等の状況について調査・指導を実施（2年に1回）
2 研修等	
階層別研修における不祥事防止研修	○ わいせつ事案の具体例を取り上げ、遵法意識の徹底など、教育公務員として求められる行動や意識啓発について指導
校長等による個別面談の実施 (H30.7～)	○ 全教職員に対し、具体的なわいせつ事案に基づき、児童・生徒とのSNSの利用禁止等について、面接指導（リーフレット等活用）
3 啓発資料等の作成・提供	
不祥事防止リーフレットの作成 (H30.7～)	○ 具体的なわいせつ事案について、背景・経緯、防止のためのルール及び懲戒処分を受けた場合の影響を明記し、わいせつ事案防止に重点を置いた情報提供
不祥事の背景等の情報提供 (R元.9～)	○ 教職員の理解促進のため、校長へ処分事案発生の具体的な背景・経緯に関する情報提供
映像資料（DVD）による情報提供 (R元.10)	○ 盗撮事案を題材にした映像資料（DVD）を配付し、各学校で研修を実施
4 校内環境等（ルール等）の整備	
児童・生徒とのSNS等利用の禁止の徹底 (H28.4～)	○ 児童・生徒とのSNS等の利用禁止 ○ 児童・生徒の連絡先（携帯電話番号、電子メールアドレス）の適正な取得・管理方法の徹底など
児童・生徒の連絡先の適正な取得・管理方法の徹底 (H28.4～)	
教科準備室等の適切な利用 (H30.7～)	○ 密室化の防止、管理職による日常的な巡視、施錠管理等の対策を実施
セクハラアンケートの実施 (H18～ (H25～毎年度))	○ 被害の実態等についてアンケートを実施し、セクハラの実態を把握するとともに、事実確認及び被害に対応
スクール・セクハラ相談窓口の設置 (H18～)	○ スクール・セクハラ相談窓口（県立学校児童・生徒対象） ※専用窓口（県教委）、人権相談窓口（全校）に設置 ○ 教職員のセクシュアル・ハラスメント相談窓口（県教委）
生徒及び教職員に対するセクハラ防止意識の啓発	【生徒】 ○ 啓発資料の作成・配付、セクハラアンケート実施時の啓発 ○ 相談窓口の連絡先が記載されたポスター掲示、カード配付 【教職員】 ○ スクール・セクハラ啓発資料の作成・配付 ○ アンケート結果を掲載した啓発資料の作成・配布
5 その他の取組	
「懲戒処分の指針」の改正等 (H30.11、R2.4)	○ わいせつ事案へのより厳正な対処について明記 ○ 自校児童生徒へのわいせつな行為、セクハラを原則として懲戒免職に限るとするなど、処分を厳格化

具体的方策（方向性）等について

1 事務局から提案した取組（既の実施している取組を含む）

(1) 臨床心理士による個別事案の分析等

ア 取組内容

わいせつ事案の行為者に対し、臨床心理士による面談（ヒアリング）を実施し、不祥事に至る背景、経緯等を聴取の上、専門的な見地から原因分析を行うとともに、再発防止対策等について提言を受け、県の取組に反映する。

イ 主な意見（要旨）

- 性癖等を抱えている教職員がいることもあるため、面接、心理分析は、臨床心理士だけでは難しい。精神科医の面接も必須。
- 個別事案の分析では、複数の多角的な視点が必要。男性女性はもとより、外部の専門家などの視点が必要。
- 臨床心理士による個別事案の分析は、非常に大切。ただし、面談のタイミング、やり方については十分な配慮が必要。
- 臨床心理士による面談が、行為者の処分等に影響を与えぬよう、事務局が聞き取った内容をもとに調査し、必要があれば、臨床心理士による追加の聞き取りを行う方法が良いと思う。
- 周囲の管理職や養護教諭など、傷ついた子どもたちの周りにいた教職員からも話を聞いて、どうすれば防止できたのか考える必要がある。など

(2) 同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実

ア 取組内容

初任者等の児童・生徒に対する不適切な対応や、職務上の課題の抱え込みなどを防ぐため、初任者指導員や管理職が連携し、組織的な支援・相談体制の充実を図る。

イ 主な意見（要旨）

- 学校内での取組も必要であるが、学校間、自校の外の教職員との情報共有も重要。
- 例えば、アルコール依存症や薬物依存症の人は、医師や家族などその人を信じて応援してくれる人の数だけ、再犯率が下がる。周りにどれだけサポートしてくれる者がいるかが、抑止につながる。など

(3) 教職員の私物端末（スマートフォン等）の適切な取扱いの徹底

ア 取組内容

教職員の盗撮行為等を防止するため、緊急対応等やむを得ない場合を除き、教職員の私物端末で児童・生徒を撮影することを禁止する。

イ 主な意見（要旨）

- 学校内での撮影は、児童・生徒、教職員を問わず、校長は施設管理者として一切禁止とし、例外的に撮影を許可することが望ましい。
- 教職員の私物端末での撮影は禁止とし、学校行事等では、学校に備えてある機器で撮影をすることが望ましい。
- 児童・生徒に対しても、他人を撮影することが、なぜいけないのかということ教える教育が必要。 など

(4) 公用携帯電話の貸与

ア 取組内容

すべての教職員に公用携帯（スマートフォン、携帯電話等）を貸与し、勤務時間中の教育活動における携帯の利用、業務上の連絡等については、手段を公用のものに限定する。

イ 主な意見（要旨）

- 生徒が在籍する昼間に、公用携帯で生徒とやりとりをすることはない。
- 公用携帯がなくても、学校の教育活動はできるのであるから、あえて、公用携帯を貸与する必要性はなく、むしろ逆効果になる。
- 公用携帯を貸与し、私物端末を職員室等で一括管理したとしても、複数の私物端末を持たれてしまっは意味がない。むしろ、撮影禁止などのルールをきちんと設定していくことが重要である。
- 夜間等に緊急事態に対応することを目的に校長に貸与するのであれば理解できるが、わいせつ事案の防止に効果は期待できない。 など

(5) 教育長メッセージ

ア 取組内容

教職員一人ひとりが、不祥事防止の主体であることについて、教育長のメッセージを全教職員に対し、一人1台パソコンを通じて発信する。

(6) 県・市町村教育委員会不祥事防止協議会

ア 取組内容

不祥事具体事例や実効性のある取組等について情報共有等を実施する。また、重大な事案が発生すれば、この協議会を通じて、再発防止対策等に係る取組の徹底を周知する。

(5)、(6)については、特に意見なし。

2 委員から提案された具体的方策

(1)映像による充実した研修資料の活用

ア 内容

運転免許講習に利用されている映像資料のように、リアリティのある教材により、教職員によるわいせつ事案が、どのように本人、家族、学校の同僚を傷つけるものか分かる内容の資料を作成、活用する（若手教員、ベテラン教員など各階層に応じた内容であればなお良い。）。

イ 主な意見（要旨）

- 映像は非常に情報量が多いので、不祥事防止研修に大いに利用した方がよいが、警察が使っているような事故の危険性を周知するものではなく、場面ごとに適切な教育相談、指導のあり方を具体的に示すものを作る必要がある。
- 映像は非常に効果があるが、危険性を訴えても、教職員によっては、生徒との関係性をより強めるなどの方向に動く可能性も考えられ、映像の内容には十分な注意が必要。 など

(2)（教職員が自己採点（振り返り）のできる）「自分を見つめるチェックシート」の活用

ア 内容

わいせつ事案について、専門家による分析・意見を踏まえた、自己に問いかけ、考えさせる内容のチェックシートを作成し、活用する。

イ 主な意見（要旨）

- チェックリストでは、自分で判断して、自分の行動を改めることになるが、わいせつ事案は、それができない人が起こすからチェックリストの内容の精査が大事。
- チェックリストの意義は、ある要因を持つ人を事前にチェックすることにあるが、実際にチェックするのは、なかなか難しい。しかし、全くやらなくてよいものではなく、防止につながる取組であれば実施していくべき。
- 大切なことは、自分でチェックして自分で認識することであり、併せて、教職員が心理面で相談できる環境も必要。
- 実施する場合は、人事権をもつ校長が見ることは望ましくなく、限られた中立な人だけが確認する形でないと機能しない。
また、実施の際には、個人が特定されないように、慎重な配慮が必要。
- 無記名で実施し、アラートが出た場合には、特定の教職員に対してではなく、当該学校全体に対し必要な研修を追加するといった方法が良い。個別的対応は難しい。 など

(3)教育相談、指導における三者関係のルール化

ア 内容

児童・生徒に対する教育相談、指導は、教職員と児童・生徒という二者関係を避け、三者関係とするルールを徹底する。

学校における教育相談等では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家との協働を基本とする仕組みを作る。

イ 主な意見（要旨）

- 児童・生徒の心の問題に関する教育相談、指導については、スクールカウンセラーを含む三者で対応することをルール化することで、転移（相談を受ける教職員が児童・生徒に恋愛感情を持つこと）等の問題を防げるのではないかと。
- 児童・生徒と相談等をして終わりではなく、要点を記録し、教職員間で情報共有することで、抑止力につながる。
- 児童・生徒は、養護教諭に相談をしている場合があり、養護教諭が同席できる仕組みが必要。
- 小中高で学校の運営組織が異なるため、その実態に応じたルールを構築していくことが課題。 など

(4)教職員の倫理意識向上（犯罪対策の準用、深化）

ア 内容

教職員としての倫理規程を策定し、教職員としての自覚、教育の専門家であるという意識を高め、教職員としてのアイデンティティを確立させることで、性癖など個人の資質によるわいせつ事案の防止につなげる。

イ 主な意見（要旨）

- 性格や性癖は理論的には治せるが、実際どう治すかは方法が難しい。
- 個人の資質による事案を防止するためには、人間性、教職員としての専門性を意識化して、専門家らしい仕事をするのが、邪心の抑止力につながる。
- 教職員は教える専門家である。医師、弁護士等の専門家のように倫理規程をもち、必ず定期的に「自分たちはどのような専門家なのか」を研修等で徹底する。教職員の倫理規程を確立した上で徹底し、プロとしてのアイデンティティを確立する必要がある。
- 残念ながら「教員とはこういう人です、子どもはこのように扱い、こういう仕事をするのが教員という専門職である」という研修がない。
- 倫理を教職員一人ひとりにどのように内面化させていくかが課題。
- わいせつ事案について、人権を守る、子どもの権利を守るというのが教員の仕事であると内面化させていく手立てが課題。 など

(5) 児童・生徒に対する心理教育（性的被害の理解促進）

ア 内容

児童・生徒に対して、性的被害についての認識を深め、自己的人権を守る意識を醸成する教育が必要である。

イ 主な意見（要旨）

- 何がセクハラやパワハラなのか、それは人間が本来されてはいけないことであるという認識を高める教育が必要である。
- 今までの性教育とは違った、自己的人権を守るという視点での取組を県として小学校から高校まで成長に合わせた形で作っていくべき。

(6) その他

ア 主な意見（要旨）

- 内面に性癖等を持っていたとしても、わいせつ行為として行動化しなければ問題にはならない。行動化させないためには、教職員の悩みやストレスを言語化（例えば何でストレスを抱えているか口に出して言うこと。）し、孤立させないことが必要である。
- わいせつ行為を行う人には、もともと性癖を持っている人と、ストレスがかかった場合に転がり落ちてしまう人がいる。
前者には、周りの目が入ることが非常に大事である。後者については、受診をする、カウンセリングを受ける、病院に行くことも仕事であると認めていくことが必要。 など

IV 新まなびや計画の取組状況について

1 新まなびや計画の概要

(1) 概要と整備スケジュール

項目	第1期 (H28～R1)	第2期 (R2～R5)	第3期 (R6～R9)
耐震対策	小規模補強工事等		
老朽化対策	緊急対策工事、長寿命化対策工事等		
トイレ環境改善	便器の洋式化、排水管更新等		
空調設備整備	使用頻度の高い特別教室等の空調設備整備		
高校改革推進	校舎の新・増改築、改修		
特別支援学校 施設整備	新校等整備、耐震・老朽化対策等		

(2) 整備事業費

平成28年度～令和9年度の12年間で1,500億円程度

なお、毎年度の具体的な施設整備については、予算審議を経て事業計画や整備手法を検討する。

2 令和2年度までの取組状況

(1) 耐震対策

校種	対象 (棟)	内容	実績				見込 R3	合計	進捗率
			R1 まで	R2	計	進捗率			
高等学校	197	着手(注)	132	19	151	76%	12	163	82%
		完成	31	13	44	22%	29	73	37%
特別支援学校	12	着手(注)	12	-	12	100%	-	12	100%
		完成	3	2	5	41%	5	10	83%
計	209	着手(注)	144	19	163	77%	12	175	83%
		完成	34	15	49	23%	34	83	39%

(注) 耐震化工事実施に向け、既に設計業務(仮設校舎含む)に取り組んでいるもの

【耐震化率※(R2年度末見込)】 高等学校 82% 特別支援学校 98%

※新まなびや計画以前の実施分を含む。

(2) トイレ環境改善

校種	対象 (棟)	内容	実績				見込 R3	合計	進捗率
			R1 まで	R2	計	進捗率			
高等学校(注)	302	完成	113	47	160	52%	40	200	66%
特別支援学校	78	完成	78		78	100%		78	100%
計	380	完成	191	47	238	62%	40	278	73%

(注) 中等教育学校を含む。

【洋式化率(R2年度末見込)】 高等学校 61% 特別支援学校 96%

(3) 空調設備整備

校種	区分	対象 (室)	内容	実績				見込 R3	合計	進捗率
				R1 まで	R2	計	進捗率			
高等学校 (注)	特別教室	487	完成	0	100	100	20%	150	250	51%
特別支援学校	体育館	18	完成	0	0	0	0%	4	4	22%
	特別教室	51	完成	0	0	0	0%	2	2	3%
計		556	完成	0	100	100	17%	156	256	46%

(注) 中等教育学校を含む。

(4) その他 (令和2年度)

- ア 老朽化対策【耐震化と併せた老朽化対策】小田原城北工業高校など28校
- イ 高校改革推進【調査・設計】神奈川総合高校など5校
【整備工事】平塚農商高校など4校
- ウ 特別支援学校施設整備【調査・設計】岩戸養護学校1校
【整備工事】小田原養護学校湯河原校舎1校

3 令和3年度 of 取組 (令和3年度当初予算額28,004,841千円)

(1) 耐震・老朽化対策 (23,622,332千円)

- 【調査・設計】横浜緑ヶ丘高校など33校
- 【耐震化工事】麻溝台高校など46校 (68棟)
- 【耐震化と併せた老朽化対策】鎌倉高校など44校 (63棟)
- 【仮設対応】川崎北高校など42校

(2) トイレ環境改善 (2,791,844千円)

- 【整備工事】神奈川工業高校など44校 (45棟)

(3) 空調設備整備 (446,771千円)

- 【調査・設計】高津養護学校など4校 (14室)
- 【整備工事】平塚盲学校など4校 (6室)

※このほか、令和2年度11月補正予算により高校の特別教室29校 (150室)を前倒し整備

(4) 高校改革推進 (802,894千円)

- 【調査・設計】横須賀工業高校など5校
- 【整備工事】神奈川総合高校など2校

(5) 特別支援学校施設整備 (341,000千円)

- 【整備工事】岩戸養護学校など2校

4 その他（令和3年度）

県立学校におけるバリアフリー化の推進（490,073千円※）

【トイレ環境改善】 県立学校でみんなのトイレを整備

【特別支援学校施設整備】 小田原養護学校湯河原校舎のエレベーター等
整備

※各所管で措置する15,000千円を含む

V かながわ学校管理職育成指針（案）について

グローバル化や情報化が急速に進展し、社会が激しく変化する中、学校にはより時代の要請に応じた教育や学校づくりが求められており、校長をはじめ管理職のリーダーシップやマネジメント能力がますます重要となっている。一方、本県教員について見ると、40歳代から50歳代前半までの教員が非常に少なく、今後の管理職の計画的な育成が大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会では、計画的かつ一貫した管理職人材の育成のため「かながわ学校管理職育成指針」を策定する。

1 検討の経過

令和3年1月19日	神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会管理職登用部会
2月5日	第2回神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会
9日 (随時)	県・市町村教育委員会教育長会議 学校長へのヒアリング

2 前回の常任委員会以降の主な意見

- ・ 不祥事等の不測の事態に対応する能力について、未然防止の観点を加える必要がある。
- ・ 指針の対象を明確にする必要がある。
- ・ 若手の管理職登用を推進するなどし、学校現場を活性化してもらいたい。
- ・ 管理職には、内外の意見を広く、しっかりと聴くことができる資質・能力が求められる。
- ・ 管理職は、自らの教育ビジョンを持ち、それをしっかりと伝える必要がある。
- ・ 管理職は、事故や不祥事など突発的な事象に対して、自ら判断することが求められる。
- ・ めざすべき管理職像の指標及び管理職育成研修の体系について、具体的な内容等を記載する必要がある。
- ・ 総括教諭にも、マネジメント力や経営力が求められる。
- ・ 如何にして、中堅教員から管理職へと育成するのかが課題である。
- ・ 育成指針が、自分の仕事が足りてないという気づきになる資料、自己研鑽、自己成長に活用できるものになると良い。

3 素案からの主な変更点

修正等内容	修正等箇所	素案	案
不祥事防止の観点を追記	はじめに (1頁) 本指針で示す「めざすべき管理職像」 (3頁)	(記載なし) (記載なし)	学校における教員の不祥事については、「 <u>不祥事ゼロ運動</u> 」などに継続して取り組んでいるが、 <u>重大事案は後を絶たない。</u> <u>管理職は、教育公務員としての職責について教職員に強く認識させるとともに、教職員への積極的な指導・助言や、相互の意見交換の場を設けることなどのマネジメントを通じて、事故や不祥事が起こらない組織・風土づくりが求められる。</u>
対象の明確化	はじめに (1頁)	(記載なし)	本指針の対象は、 <u>県教育委員会が任命権を有する県立学校及び政令指定都市を除いた市町村立学校の教職員とする。</u>
若手登用の観点を追記	管理職育成の方向 基本的な考え方 (2頁) 管理職登用について (23頁)	研修や上位職等によるOJTを通して伝え、意識の醸成を <u>図る。</u> (記載なし)	研修や上位職等によるOJTを通して伝え、意識の醸成を <u>図り、管理職への若手登用を推進する。</u> <u>総括教諭等の段階から意識の醸成を図り、管理職への若手登用を推進する。</u>
めざすべき管理職像に「多様な意見を受け止める資質・能力」の観点を追記	めざすべき管理職像① 【率先垂範できる力】 (3頁)	教育を取り巻く環境等の変化に応じ、学校づくりや教育活動をリードし、部下教職員等の模範となり、リーダーシップを発揮し、学校を動かし、支え、発展させることができる。	教育を取り巻く環境等の変化に応じ、 <u>多様な意見を受け止めつつ、学校づくりや教育活動をリードし、部下教職員等の模範となり、リーダーシップを発揮し、学校を動かし、支え、発展させることができる。</u>
めざすべき管理職像に「自らの学校経営のビジョンを、明確に示すことができ	めざすべき管理職像② 【統率し指導する力】 (3頁)	教育者としての高い倫理観と強い使命感に基づくゆるぎない信念と情熱をもち、「 <u>かながわ教育ビジョン</u> 」の理念のもとに	教育者としての高い倫理観と強い使命感に基づくゆるぎない信念と情熱をもち、「 <u>かながわ教育ビジョン</u> 」の理念を <u>実現す</u>

る資質・能力」の観点を追記		設定した学校教育目標の実現に向けて教職員をまとめ、指導ができる。	べく、自らの学校経営に対する明確なビジョンを示し、学校教育目標の実現に向けて教職員をまとめ、指導ができる。
めざすべき管理職像に「教職員間に同僚性を持たせることができる資質・能力」の観点を追記	めざすべき管理職像③【モチベーションを高め人材を育成する力】(3頁)	チーム学校を支える教職員個々の多様性を踏まえ、キャリアプランを見通し、教職員一人ひとりの意欲向上・人材育成に資する指導・助言ができる。	チーム学校を支える教職員個々の多様性を尊重し、同僚性を持った集団づくりができるとともに、一人ひとりのキャリアプランを見通し、教職員一人ひとりの意欲向上・人材育成に資する指導・助言ができる。
めざすべき管理職像に「自ら判断する」資質・能力」の観点を追記	めざすべき管理職像⑥【リスクを予防し不測の事態に対応する力】(3頁)	学校事故や教職員の不祥事の未然防止に努めるとともに、不測の事態に対しては、リーダーシップをもって迅速かつ適切に、そして組織的に対応ができる。	学校事故や教職員の不祥事の未然防止に努めるとともに、不測の事態に対しては自ら判断し、リーダーシップをもって迅速かつ適切に、そして組織的に対応ができる。
めざすべき管理職像の指標の具体的な行動例を追記	指 標(5頁から12頁)	(例示のみ記載)	各職位に応じて、質的、量的な視点から、具体的な行動例を記載。
研修で学ぶ内容と具体的な講義名を追記	研修体系(14頁から21頁)	(例示のみ記載)	各職位に応じて、研修で学ぶ内容と具体的な講義名を記載。

4 今後の予定

令和3年3月下旬 かながわ学校管理職育成指針を策定、教育委員会に報告

かながわ学校管理職育成指針（案）の主な内容

1 管理職育成の方向

(1) 基本的な考え方

総括教諭等の段階から、管理職の魅力ややりがいについて伝え、意識の醸成を図り、研修とOJTにより、資質・能力を育成する。

(2) めざすべき管理職像

- ①【率先垂範できる力】
- ②【統率し指導する力】
- ③【モチベーションを高め人材を育成する力】
- ④【組織を運営し教職員を管理する力】
- ⑤【地域と協力し学校を運営する力】
- ⑥【リスクを予防し不測の事態に対応する力】
- ⑦【将来に向けて学校運営を改善し、発展させる力】

(3) めざすべき管理職像の指標化

「めざすべき管理職像」を管理職に求められる「リーダーシップ」と「マネジメント」の2つに区分した上で、各職位で育成する標準的な資質・能力の水準（行動例）を定める。

2 管理職育成の手立て

(1) 基本的な考え方

人事異動により幅広い経験を積み重ねる中で、研修とOJTにより、各職位に求められる資質・能力を育成する。また、管理職登用に当たっては、教頭候補者選考試験等を実施する。

(2) 管理職育成研修及びOJT

現在の管理職等研修を各職位に求められる「リーダーシップ」と「マネジメント」を育成するための研修（例えば、「リーダーシップⅠ、Ⅱ、Ⅲ」）に体系化し、実施するとともに、学んだ内容を日常の校務の中で実践し、指導・助言を受ける。

(3) 人事異動を通じた人材育成

様々なタイプの学校や行政機関への人事異動、校種間交流など、様々な環境での経験を積み重ね、多様な視点から管理職に求められる資質・能力を育成する。

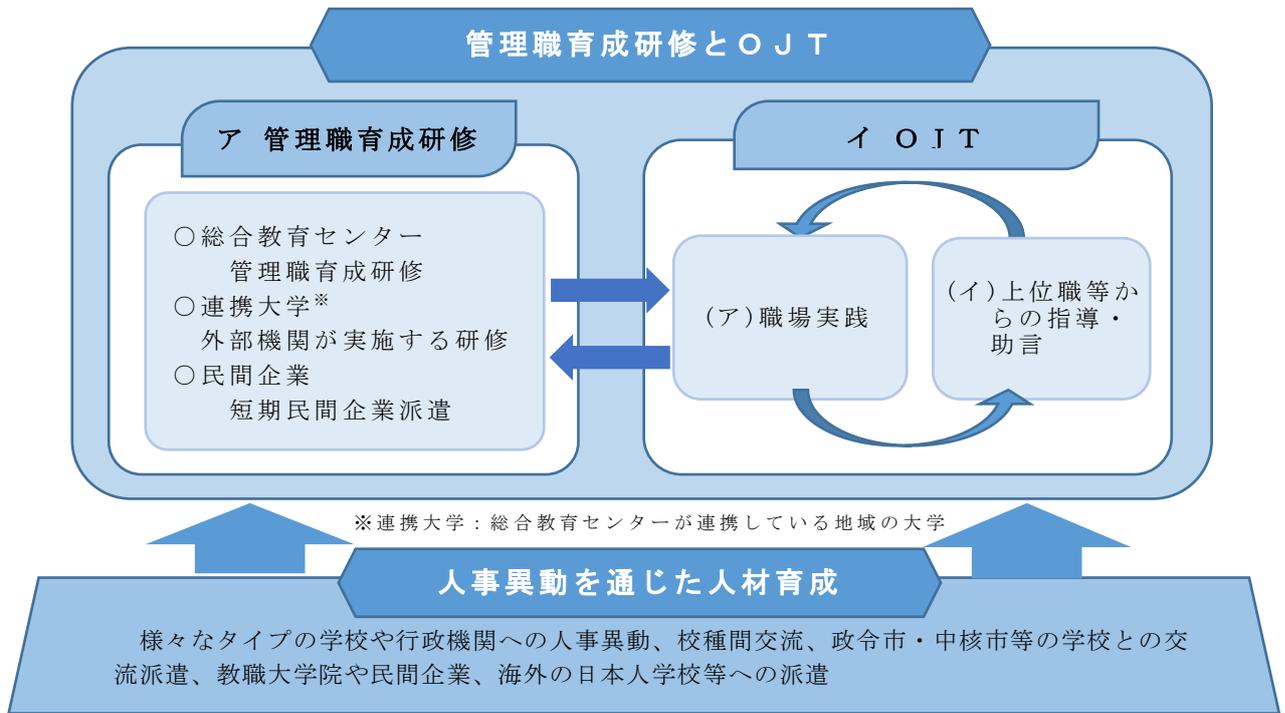


図 1：管理職育成の手立て

(4) 管理職登用について

管理職の登用にあって、勤務実績や人事評価に加え、教頭への登用については、引き続き、教頭候補者選考試験を実施するとともに、県立学校の校長への登用については、マネジメント能力を客観的に判定する手法を取り入れた「県立学校校長選考アセスメント」を実施する。

(市町村立学校については、県立学校における実施状況と市町村の実情を踏まえ、今後検討していく。)

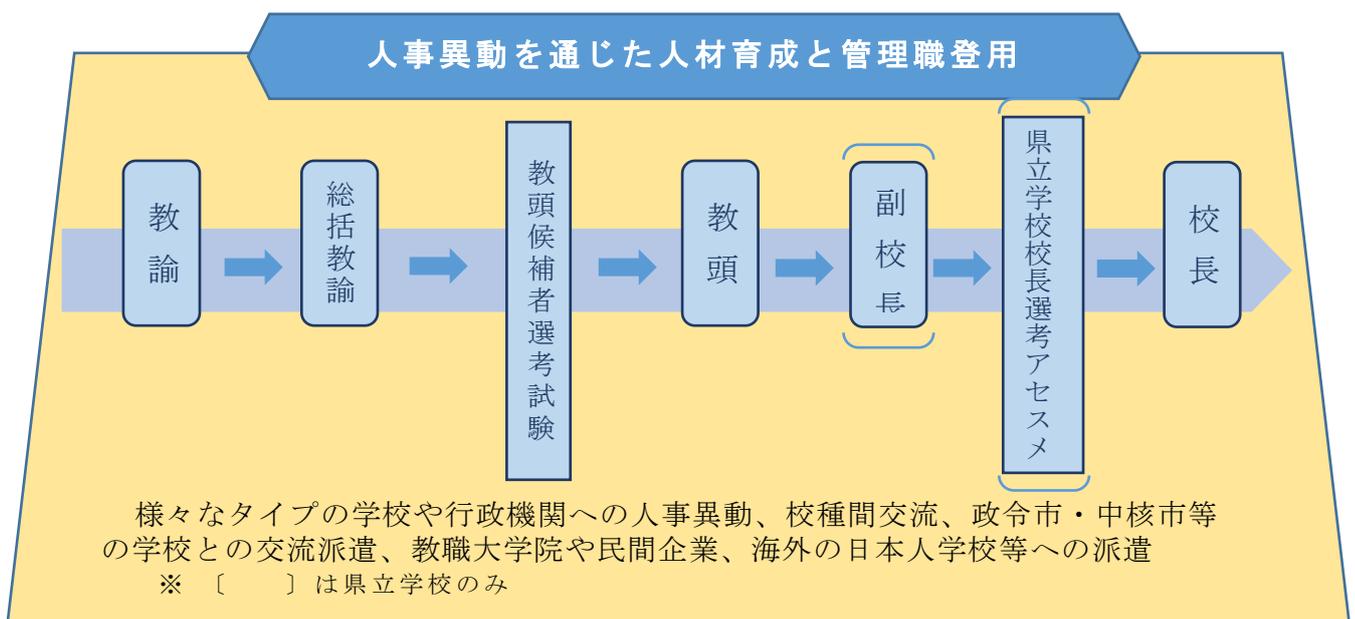


図 2：採用から管理職まで

VI 教員の働き方改革の推進について

神奈川県教育委員会では、令和元年10月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」（以下、「指針」という。）を策定し、教員の働き方改革の取組を総合的に推進しており、令和2年度の取組状況等について報告する。

1 指針の概要

(1) 目的

持続可能な学校運営と神奈川の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う。

(2) 指針の性格と対象期間

教員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示すものであり、対象期間は概ね5年程度とする。

(3) 目標

持続可能な学校指導、運営体制の構築等を目指すために次の3つの目標を掲げている。

ア 時間外在校等時間の縮減

- 時間外在校等時間の上限 1か月あたり45時間
1年あたり360時間

※ 「時間外在校等時間」は、教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、1日の在校等時間から条例等で定める正規の勤務時間を除いた時間をいう。

イ 年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定

- 年次休暇一人あたり年平均取得日数 15日以上
- 長期休業期間中に5日を目標として学校閉庁日を設定
(県立学校については、令和2年度は実施初年度等の実情を勘案し、目標を3日間とした。)

ウ 「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」の遵守

- 部活動休養日を、平日1日、週休日1日と合わせて週2日以上設定

(4) 効果検証

県及び市町村教育委員会の代表、校長会等の代表で構成される「神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会 働き方改革部会」において、現場の声を聴きながら各取組の効果を検証する。

2 指針の目標に対する実績

(1) 時間外在校等時間の縮減

【時間外在校等時間の状況（令和2年度）】

	県立学校 (令和2年12月分)		市町村立学校（政令市除く） (令和2年11月分)	
	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
1か月あたり 45時間を超えた 教職員の割合	15.1%	5.2%	37.1%	56.7%

※ 市町村立学校は、客観的な勤務時間の把握を行っている22市町村教育委員会が所管する学校の状況

【参考：平成29年度勤務実態調査の状況】

	県立学校		市町村立学校（政令市除く）	
	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
1か月あたり 50時間を超えた 教職員の割合	46.9%	25.6%	58.8%	84.3%

※ 県立学校 30校、市町村立学校 90校の実施状況

(2) 年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定

ア 年次休暇一人あたり年平均取得日数

【取得実績（令和2年）】

	県立学校		市町村立学校（政令市除く）	
	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
年平均取得日数	12.7日	14.1日	8.2日	7.6日

【参考（過年度）】

	県立学校 (令和元年)		市町村立学校（政令市除く） (平成28年) ※	
	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
年平均取得日数	13.1日	15.5日	12.5日	9.1日

※事務・栄養職員含む

イ 学校閉庁日の設定

【学校閉庁日の設定状況（令和2年度）】

設定日数	県立学校	市町村立学校
2日未満	1	0
3日間	137	9
4日間	8	4
5日間	22	9
6日間以上	1	8
計	169（校）	30（市町村）

(3) 「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」の遵守

【平日及び週休日各52日以上に相当する部活動休養日の取得（見込み）】

	県立学校(令和元年度)	市町村立学校(令和2年度)
取得できる	100%	100%
取得できない	0%	0%
計	100%	100%

※ 県立学校の令和2年度実績については集計中

3 令和2年度の主な取組

(1) 県立学校における取組

ア 個別業務の役割分担及び適正化について

○ 県立学校への調査・照会の整理統合、精選

県教育委員会から学校に依頼する調査や照会について、教育局各室課に見直しのポイントを示し、調査・照会の見直しに取り組んだ。

イ 勤務時間について

○ 勤務時間管理システムの導入

教員の勤務時間の客観的な把握を行うため、県立学校に勤務時間管理システムを11月16日から導入した。

○ 学校閉庁日の設定

教員が年次休暇等を取得しやすい環境づくりを進めるため、学校閉庁日を設定した。また、学校閉庁日の設定にあたり、部活動に係る大会日程の配慮等を関係団体へ依頼した。

ウ 教員の意識改革について

○ 基本研修の実施

基本研修でタイムマネジメントなど教員の働き方に係る内容を取り

扱い、教員の勤務時間に関する意識改革を推進した。

- 「神奈川県立学校に係る部活動の方針」の周知

「神奈川県立学校に係る部活動の方針」について、研修会や担当者会議において周知を行い、部活動休養日の設定等を徹底した。

エ 学校を支える人員体制について（外部人材の活用）

- 業務アシスタントを全校に、学校施設管理員を168校に継続配置するとともに、部活動指導員を15校に配置するほか、学校業務サポーターを33人配置し、教員以外でも可能な業務を担うことで教員の負担軽減を図った。また、ハイスクール人材バンク事業を実施し、きめ細やかな指導や支援を行うためサポートティーチャー等を派遣した。
- スクールカウンセラーを拠点校となる86校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを拠点校となる30校に配置した。
- ICT関連業務を補助するICT支援員を16人配置した。

オ 定数改善について

- 国への要望
特別支援学校における看護師等の専門職の新たな定数化について、国に要望した。

カ 労働安全衛生管理について

- 「教職員ヘルスサポート総合相談窓口」の設置

教育局内に設置している健康全般に関する相談窓口について、長時間勤務等に関する相談も受ける「教職員ヘルスサポート総合相談窓口」として新たに設置し、相談対応の充実を図った。

- 産業医や衛生委員会等の活用

管理職対象のメンタルヘルス研修や学校長会議において、産業医や衛生委員会の活用方法を周知し、教員の健康管理や職場環境の改善に向けた取組を推進した。

また、管理職対象のメンタルヘルス研修において、ストレスチェックの受検を促すとともに、受検率の低い学校には直接受検勧奨を行うなど、受検率の向上を図った。

キ その他

- 中堅教諭等資質向上研修の一部免除制度

中堅教諭等資質向上研修について、一定の条件を満たす場合は、研修事項を一部免除することとし、教員の負担軽減を図った。

(2) 市町村教育委員会に対する支援

ア 個別業務の役割分担及び適正化について

- 市町村立学校への調査・照会の整理統合、精選

県教育委員会から市町村教育委員会を通じて学校に依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行った。

イ 勤務時間について

○ 年次休暇等の取得促進

県立学校あてに発出する年次休暇や夏季休暇の取得促進通知を市町村教育委員会にも参考送付し、年次休暇等の取得の気運醸成に努めた。

○ 学校閉庁日

学校閉庁日の設定にあたり、部活動に係る大会日程の配慮等を関係団体へ依頼するなど、市町村立学校における学校閉庁日の実施を支援した。

ウ 教員の意識改革について

○ 基本研修の実施（再掲）

基本研修でタイムマネジメントなど教員の働き方に係る内容を取り扱い、教員の勤務時間に関する意識改革を推進した。

エ 学校を支える人員体制について（外部人材の活用）

○ スクール・サポート・スタッフを全市町村立小・中・特別支援学校に新規配置し、教員の負担軽減を図った。また、教育相談コーディネーターが業務に当たる時間を確保するための非常勤講師を市町村立小学校（政令市を除く）30校に配置し、校内支援体制を整備した。

○ 部活動の適正化を進めている市町村に対して、部活動指導員の配置を支援した。

○ スクールカウンセラーを市町村立中学校に全校配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを教育事務所に46人配置した。

オ 定数改善について

○ 小学校外国語教育（英語）における指導体制の充実

外国語教育（英語）の教科化等への対応として、質の高い英語教育を行うための専科教員を68人配置した。

○ 国への要望

小・中学校の35人以下学級の実現等のために、教員定数の改善を国に要望した。

カ 労働安全衛生管理について

○ 公立学校共済組合が実施する無料相談窓口等の周知

公立学校共済組合において実施している電話やWebによる無料相談窓口等について周知を行った。

キ その他

○ 中堅教諭等資質向上研修の一部免除制度（再掲）

中堅教諭等資質向上研修について、一定の条件を満たす場合は、研修事項を一部免除することとし、教員の負担軽減を図った。

4 コロナ禍における教員の働き方改革の取組

(1) 県立学校及び市町村教育委員会（政令市を除く）の状況

新型コロナウイルス感染症拡大後の教員の勤務の実状について、令和2年8月以降に県立学校26校及び政令市を除く全市町村教育委員会に調査したところ、学校現場では消毒業務や子どもたちの健康観察など新たな業務が生じた一方で、会議や研修に伴う出張など減った業務もあった。

【コロナ禍により増減があった業務（主なもの）】

		県立学校	市町村立学校
増えた業務	1	消毒・健康管理等	消毒・健康管理等
	2	ICT関連	授業・授業準備等
	3	生徒・保護者対応	生徒・保護者対応
減った業務	1	出張等	部活動・学校行事等
	2	部活動・学校行事等	出張等

(2) 県の取組

子どもたちの安全・安心と学びの継続を図るため生じた業務等について、業務の見直しや外部人材の活用等により教員の負担軽減を図った。

ア 県立学校への対応

○ 消毒業務・健康管理等

消毒等の感染予防対策の新たな考え方を示す「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の策定や清掃業務の一部委託化、業務アシスタントや学校業務サポーター等の活用により、作業内容や業務分担を整理し、教員の負担軽減を図った。

○ ICT関連業務

ICT機器の設定や管理等のICT関連業務を補助するICT支援員を配置し、教員の負担軽減を図った。

○ 生徒・保護者対応

コロナ禍における生徒の心のケアのため、スクールカウンセラーの勤務日数を増やし、生徒への相談・支援体制を強化した。

イ 市町村教育委員会に対する支援

○ 消毒業務・健康管理等

スクール・サポート・スタッフを全校配置し、消毒業務や朝の検温作業に係る教員の負担軽減を図った。

○ 授業・授業準備等

臨時休業に伴う授業の遅れを補う体制を充実させるため、非常勤講師等の勤務日数を増やしたほか、最終学年（小6・中3）のティーム・

ティーチング等を実施するための教員や補習等を実施するための学習指導員を配置した。また、公立小・中学校におけるICTの利活用に向け、各教科等の指導におけるICT活用の狙いや手立てを示した手引きを作成し、市町村教育委員会等に周知した。

○ 生徒・保護者対応

児童・生徒の心身の健康への対応等のため、養護教諭を追加配置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの勤務日数を増やし、児童・生徒への相談・支援体制を強化した。

5 効果検証

指針の効果検証について、「神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会」に県及び市町村教育委員会、校長会、現場教員等の代表で構成する「働き方部会」を設置し、検証した。

(1) 開催状況

第1回開催 令和2年12月21日（月）

第2回開催 令和3年1月26日（火）～2月1日（月）（書面開催）

(2) 成果と課題

【指針の取組】

業務アシスタントなど外部人材の活用は概ね進んでおり、教員の負担感の軽減に役立っているが、時間外在校等時間については、上限を超える教職員が一定程度存在し、更なる取組が必要である。

【コロナ禍における対応】

新型コロナウイルス感染拡大防止対策と学びの継続を図るため、外部人材の配置拡充など教員の負担軽減を図ってきた。新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、教員の多忙化解消は道半ばであり、引き続き学校への支援に取り組んでいく必要がある。

(3) 主な意見

【指針の取組】

- 「指針」について、県立学校の教職員には周知が進んでいるが、市町村立学校では周知が不十分である。
- 具体的な負担軽減の取組を進めつつ、教員一人一人の働き方改革に対する意識を変えていくことも非常に大事である。
- 今年度は年次休暇の取得機会である夏季休業期間の大幅短縮により、年次休暇一人あたり年平均取得日数が目標を下回ったと考えられる。
- 教員の業務負担軽減の観点から、業務アシスタントやスクール・サポート・スタッフ等の外部人材を引き続き配置する必要がある。

【コロナ禍における対応】

- 業務アシスタントやスクール・サポート・スタッフ、学習指導員の配置により教員が授業準備や生徒指導等の業務に集中することができるなど、外部人材の活用が教員の負担感の軽減に役立っている。令和3年度もこのような外部人材を引き続き配置することが必要である。
- コロナ禍では子どもの心のケアに注力することが大切であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援が必要である。
- ICT化が進み、オンラインでの会議やアンケート集約等、業務の効率化が進んだ。
- コロナ禍により、従来の業務を見直し新たな対応をせざるを得なかったが、業務を進めることはできた。これをきっかけに、新しい働き方を続け、学校現場でも業務の見直しを行うことで働き方改革につなげたい。

6 令和3年度の主な取組

働き方改革部会の意見等を踏まえ、「コロナ禍」にあっても本県の教員の働き方改革を進めるべく、引き続き3(1)(2)の各取組を進めるとともに、新たに次の取組を進めていく。

(1) 県立学校における取組

- 標準職務モデル策定の検討
- 年5日を目標とする学校閉庁日の設定（拡充）
- 校務用パソコンの配備拡充
- 教員の働き方にかかる意識調査の検討

(2) 市町村教育委員会に対する支援

- 学校現場に対する指針内容の周知徹底
- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行について実践研究を行う市町村への支援

※ 一年単位の変形労働時間制について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）が一部改正され、教員への適用が可能となり、令和3年4月1日施行となる。

新型コロナウイルス感染症の対応への見通しがある程度立てられる段階で、令和2年7月に国が示した制度導入の要件に留意しながら、市町村教育委員会等の意見を聞き、検討していく。

Ⅶ 令和4年度学科改編対象校(横須賀工業高校・海洋科学高校)の設置計画(案)について

1 趣旨

(1) 経緯

県立高校改革を進めるため、平成28年1月に中長期(概ね15年間)を展望し、教育内容、学校経営、高校の再編・統合等にかかる12年間の「実施計画(全体)」及び、取組や対象校名を明示した「実施計画(I期)」を策定し、平成30年10月に「実施計画(II期)」を策定した。

この「実施計画(II期)」に基づき、令和4年度に横須賀工業高等学校に建設科を設置し、海洋科学高等学校の単位制による全日制の課程の海洋科学科を、全日制の課程の船舶運航科、水産食品科、無線技術科、生物環境科に改編する。

これに向け、令和2年第3回定例会文教常任委員会で報告した設置基本計画案をもとにさらに検討を重ね、設置計画(案)を作成した。

(2) 設置計画(案)について

学科改編の目的、考え方、教育内容等の基本を定めたる設置基本計画案をもとに、次の下線部の内容を追記するとともに、教育課程を中心に、より詳細な記載内容の追記等を行った。

ア 改編内容

- ・横須賀工業高等学校
建設科の新たな設置
- ・海洋科学高等学校
単位制による全日制の課程海洋科学科を全日制の課程船舶運航科、水産食品科、無線技術科、生物環境科に改編

イ 主な内容

- ・学科改編の実施年度
- ・設置形態(新校の課程・学科、日課表等)
- ・設置の目的(学科改編の目的)
- ・基本的コンセプト(基本的な教育の内容や方法)
- ・教育課程等(特徴的な教育内容、進路に対応した科目選択、学科改編の特色を生かした科目の説明等)

2 今後の予定
令和3年3月
11月
令和4年4月

設置計画（案）を文教常任委員会に報告
の後、教育委員会に付議
令和4年度学科改編に伴う諸規定の改正
令和4年度学科改編後の学校として教育
活動を開始

VIII かながわ特別支援教育推進指針（仮称）（素案）について

1 指針策定の背景及び趣旨

(1) 背景

県教育委員会では、すべての子どもたち一人ひとりが持つ自らの力では解決できないそれぞれの課題を「教育的ニーズ」としてとらえ、その教育的ニーズに適切に対応していく「支援教育」を推進してきた。

さらに、この理念を踏まえ、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことをめざす、という基本的な考え方のもとで、インクルーシブ教育を推進している。

こうした取組を進める中でも、障がいのある子どもたち一人ひとりに応じた指導・支援を行う特別支援教育については、対象となる子どもたちの増加や、障がいの重度・重複化、多様化という状況を踏まえ、引き続き充実していく必要がある。

そこで、県教育委員会は、本県における特別支援教育の今後の施策の方向性に資することを目的に、平成30年8月、「神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会」を設置した。

その後、令和2年3月、同検討会から「神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会 最終まとめ」が県教育委員会に報告された。

(2) 趣旨

本指針は、県教育委員会が、この「最終まとめ」及びこれまでの施策や県内の児童・生徒数の推移等を踏まえながら、概ね10年間を見通す中で、本県における特別支援教育の推進を図るため、「特別支援学校の整備」「医療的ケアの充実」「県と市町村の役割分担及び連携」を柱に、その施策の方向を示すものである。

県教育委員会は、本指針に沿って、今後、具体の諸施策や計画を定め、取り組んでいく。また、本指針の基本的な考え方やめざす方向をすべての市町村教育委員会と共有し、各市町村教育委員会との連携・協働により取組を進めることで、県内全域における特別支援教育の充実を図る。

本指針は、今後の社会状況や児童・生徒等の教育的ニーズの変化及びインクルーシブ教育の進展等を踏まえ、必要に応じて、県教育委員会が適時見直し、改定を行う。

2 特別支援教育推進の方向性

(1) 基本的な考え方

ア 共生社会の実現に向けたインクルーシブな環境づくり

共生社会の実現に向けて、すべての児童・生徒等が、どこで学んでもそのニーズに応じた適切な教育が受けられるよう、できるだけ居住する地域において共に学び、共に育つインクルーシブな環境づくりが重要である。

イ 社会情勢や教育的ニーズを踏まえた継続的な「あり方」の検討

今後、インクルーシブ教育の進展を踏まえ、社会状況や児童・生徒等の教育的ニーズの変化、及びその時々々の状況に的確に対応した「特別支援教育のあり方」を常に検討していく必要がある。

ウ これまでの施策を踏まえた取組の方向性

(ア) すべての児童・生徒等ができるだけ共に学び共に育つ仕組みづくり

すべての児童・生徒等ができるだけ同じ場で共に学び共に育つ仕組みづくりの取組をさらに進めることが必要である。

(イ) 多様かつ個別のニーズに合わせた連続性のある教育の実現

児童・生徒等の多様かつ個別のニーズに合わせた連続性のある教育の実現に向け、県教育委員会及び市町村教育委員会が、それぞれの学びの場の役割や整備のめざすべき方向性、各地域での課題等を共有し、教育環境や児童・生徒等への指導・支援の更なる充実をめざすことが必要である。

(ウ) 切れ目ない支援体制の構築

県と市町村が、その役割や状況を踏まえて連携し、各地域における、教育・医療・福祉・労働等の関係機関等の連携・協働による、切れ目ない支援体制を構築していくことが必要である。

(2) めざす方向性

各学校では、新学習指導要領等に基づき、教員等の資質向上に向けた研究・研修や人材育成を進めるなど、障がいのある子どもの学びを支える特別支援教育の更なる充実をめざす。

また、特別支援教育の充実がインクルーシブ教育の進展に資するために、就学前から高等学校までの学びの段階を通じて、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場それぞれの更なる整備をめざす。

ア それぞれの学びの場における特別支援教育の充実

(ア) 就学前：多様な学びの入口を支える取組の推進

(イ) 小・中学校：共に学ぶための支援体制づくり

(ウ) 高等学校等：多様性を尊重した指導・支援の充実

(エ) 特別支援学校：専門性の更なる向上とセンター的機能等の強化、充実

イ 連続性のある学びの場の整備と切れ目ない支援の充実

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場の間で、教育課程の円滑な接続等による学びの連続性の実現を図り、障がいのある児童・生徒等の教育的ニーズの変化に応じ、適切な学びの場を整備、提供していくことをめざす。

また、就学前から卒業後まで安心して地域で学び、生活できるよう、教育、医療、福祉、労働等の関係機関等が連携し、個別の支援計画を作成し活用するなど、情報共有を図りながら、切れ目ない支援が適切に行われることをめざす。

3 施策の方向

(1) 特別支援学校の整備

ア 基本的な考え方

特別支援学校を必要とする子どもたちの増加や、障がいの重度・重複化、多様化の状況に対応し、多様な学びの場の整備という観点から必要な県立特別支援学校の整備を進めることが求められている。

その際には、特別支援学校は、地域の特別支援教育推進の核として、在籍する児童・生徒等の教育機関であると同時に、地域全体の支援機関の役割を併せ持つという視点が重要である。

今後の県立特別支援学校の整備は、高度の専門性を必要とする障がいのある児童・生徒等の教育的ニーズ等を十分に踏まえ、地域の実情（児童・生徒等数の将来推計や通学負担、障がいの重度・重複化、多様化）を的確に捉えながら、設置義務がある県と、義務教育段階の教育を担う市町村が連携・協力して進める必要がある。

イ これまでの主な取組

平成 10 年度以降、特別支援学校への入学希望者が増加している状況に鑑み、「養護学校の空白地域の解消」等を目的に県立特別支援学校の整備を進め、平成 19 年度から、「県立教育施設再整備 10 か年計画(まなびや計画)」、平成 28 年度からは「県立学校施設再整備計画(新まなびや計画)」により整備を推進してきた。

その中でも、地域的課題への対応として、児童・生徒等の通学負担を軽減するため、できるだけ居住地の近くで学べることをめざし、秦野市教育委員会との連携・協力のもと、県立秦野養護学校末広校舎(知的障害教育部門の小・中学部)の設置(平成 28 年度)や、肢体不自由教育部門の開設(令和元年度)を行ってきた。併せて、湯河原町教育委員会及び真鶴町教育委員会との連携・協力のもと整備を進めてきた県立小田原養護学校湯河原校舎が、令和 3 年 9 月に開設予定である。

また、特別支援学校の高等部知的障害教育部門への進学を希望する生徒の増加に対応するため、平成 16 年度から、県立高等学校の施設内に、県立特別支援学校の高等部知的障害教育部門の分教室を設置し、現在まで、県内に 20 分教室を設置してきた。

こうした整備により、本県における県立特別支援学校は、令和 3 年度時点で、本校 29 校、2 校舎(湯河原校舎は 9 月開設予定)、20 分教室(高校施設活用)が設置されている。

ウ 課題

特別支援学校小・中学部の児童・生徒数の増加が見込まれる地域においては、整備を進める必要があるとともに、その他の地域においても、インクルーシブ教育の推進及び通学負担の軽減等の観点から、できるだけ児童・生徒等の居住地に近い学校づくりを進める必要がある。

また、整備を行う際には、障がいの重度・重複化、多様化を踏まえ、児童・生徒等の実態に応じた施設・設備面の対応が必要である。併せて、既存の各特別支援学校の老朽化対策について、引き続き計画的な改修等を行う必要がある。

さらに、今後も一定数の生徒への対応が見込まれる県立特別支援学校高等部については、各地域の小・中学校の特別支援学級の児童・生徒数の動向等を踏まえ、引き続き、増改築による知的障害教育部門の受け入れ枠の拡大や、分教室の教育環境の整備、適正配置を含めた、多様な学びの場の整備を進める必要がある。

エ 施策の方向

- (ア) 児童・生徒数の将来推計に伴う地域的課題に対応した学校づくり
今後、川崎南部・横浜東部地域や湘南地域について、小・中学部における特別支援学校での教育を必要とする児童・生徒の増加が見込まれるため、県立特別支援学校の整備等に取り組む。

【川崎南部・横浜東部地域の整備の方向】

- ・ 県立特別支援学校の新設や既存の県立特別支援学校の増改築などを検討することにより、小学部から高等部までの知的障害教育部門、肢体不自由教育部門の受け入れ枠を拡大する。
- ・ 併せて、整備の進捗に合わせて、既存の特別支援学校の通学区域の変更等を検討し実施する。

【湘南地域の整備の方向】

- ・ 既存の県立特別支援学校等を活用し、知的障害教育部門の学校に、肢体不自由教育部門を併置することなどを検討し、近隣地域も含めた、県立特別支援学校の受け入れ枠を拡大する。

それぞれの地域における個別の特別支援学校の整備については、施設ごとに整備計画をとりまとめる。その際には、さらに当該の市町村教育委員会と十分に連携し、特別支援学校での教育を必要とする児童・生徒等数の地域ごとの詳細な推計に基づき設置する障害種や学部について、周辺校の状況等を十分に考慮し、個別の整備計画を決定する。

- (イ) 地域の教育資源を活かした児童・生徒等の居住地に近い学校づくり

その他の各地域において特別支援学校小・中学部の児童・生徒数の増加は見込まれないが、これらの地域においても、インクルーシブ教育の推進及び通学負担の軽減等の観点から、できるだけ児童・生徒等の居住地に近い学校づくりを進める。

併せて、障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、地域的なバランスを踏まえながら、知的・肢体併置などの学部・教育部門の複数設置などを検討する。

【相模原地域、県央地域の整備の方向】

- ・ これらの地域においては、県立特別支援学校5校を整備している。通学負担の軽減等の観点から、知的障害教育部門の学校に、肢体不自由教育部門等を設けることや、地域の教育資源を活用した新たな学びの場を設置するなど、必要な整備の方策について検討する。

【横須賀・三浦地域の整備の方向】

- ・ この地域においては、県立2校、市立2校、国立1校の特別支援学校が整備されている。今後は、こうした地域の教育資源をより有効活用できるよう、学部・教育部門の再編や、それに伴う必要な整備について、検討する。

【中地域の整備の方向】

- ・ この地域には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の5つの障害種の計6校の県立特別支援学校を整備しており、地域的に複数の障害種への対応が可能である。今後は、より居住地に近い学校づくりを進めるため、地域的なバランスを踏まえ、教育部門の再編や、通学区域の変更等について検討する。

【県西地域の整備の方向】

- ・ この地域においては、県立小田原養護学校1校で広域的に対応している状況にある。湯河原校舎の開設により通学負担の軽減については、一定の効果が見込まれる。今後は、地域の教育資源を活用した新たな学びの場の設置など、必要な整備の方策について検討する。

【川崎南部・横浜東部地域以外の川崎・横浜市域の整備の方向】

- ・ 県立あおば支援学校の設置及び今後、川崎南部・横浜東部地域に整備する特別支援学校の整備状況を見据え、市立特別支援学校を設置している横浜市教育委員会、川崎市教育委員会と必要な整備の方策について検討する。

(ウ) 県立特別支援学校の高等部知的障害教育部門への対応

県全体で生徒の増加が一定数見込まれる特別支援学校の高等部知的障害教育部門への対応については、前述の川崎南部・横浜東部、湘南地域の整備において、高等部知的障害教育部門の受け入れ枠を拡大する。

その他の地域においては、既存特別支援学校の増改築による、高等部知的障害教育部門の受け入れ枠の拡大、分教室の教育環境の整備や適正配置、インクルーシブ教育実践推進校の拡大など、多様な学びの場を整備することで対応する。

その中で、分教室については、指導・支援を充実させることができる、必要な教育環境の整備を進める。

さらに、各地域における今後の児童・生徒数の推移や、インクルーシブ教育実践推進校の拡大等、多様な学びの場の整備状況等を踏まえ、地域間のバランスを考慮した適正配置を進めていく。

(エ) 老朽化対策と教育内容の充実を図るための施設・設備の充実

長寿命化の観点からも計画的に老朽化対策工事を実施するとともに、時代に即した職業教育等の充実を図るための施設改修や厨房施設の改修工事を順次検討し、実施していく。

(2) 医療的ケアの充実

ア 基本的な考え方

県立特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒等の増加や、医療的ケアの内容の高度化・複雑化等の状況を踏まえ、日常的な学校生活の他、行事等の対応も考慮し、看護師の配置や教職員研修、安全管理体制、医療や福祉機関との連携など、医療的ケアの実施体制の充実に向けた不断の見直し、再構築を行っていくことが必要である。

また、小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援については、各市町村教育委員会が主体となり、必要な体制整備を推進していくことが必要である。そのために県教育委員会は、特別支援学校の役割であるセンター的機能を活かし、各市町村における体制整備を引き続き支援していく必要がある。

イ これまでの主な取組

(ア) 県立特別支援学校における医療的ケア

平成 15 年度に「医療ケア等支援事業」を開始し、以降、看護師の増員を図ってきた。

また、どの特別支援学校においても適切な医療的ケアを実施できるよう、平成 31 年 4 月に「県立特別支援学校における医療的ケアへの今後の対応について（当面の方策）」をとりまとめ、併せて、「県立特別支援学校における人工呼吸器療法ガイドライン」及び「県立特別支援学校における医療的ケア実施に関する共通の手引き」を作成した。

(イ) 小・中学校における医療的ケア

県教育委員会では、平成 30 年度から「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」を開始し、市町村教育委員会による体制整備を支援してきた。

ウ 課題

(ア) 県立特別支援学校における医療的ケアの充実

医療的ケアを必要とする児童・生徒等の増加や内容の高度化・複雑化に対応していくことや、安全に通学するための支援について、福祉や医療機関と連携をとり、児童・生徒等の居住地の資源やニーズを捉えた対応ができるよう体制整備を進めていくことなどの必要がある。

(イ) 小・中学校における医療的ケアの充実

各市町における体制整備に向け、今後も県教育委員会の「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」による支援が必要である。

エ 施策の方向

(ア) 県立特別支援学校における医療的ケアの充実

どの学校においても、安全・安心な医療的ケアが進められるよう、ケアの内容に応じた看護師の配置の考え方を検討し、看護師の適切な配置等を進める。

医療的ケアの必要な児童・生徒等の通学支援について、医療・福祉等の各機関と連携し検討を進める。その後、モデル校における試行・検証を行い、通学支援を順次実施していく。

(イ) 小・中学校における医療的ケアの充実

県教育委員会は、「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」を継続し、小・中学校の教員への医療的ケアに関する研修の実施や、特別支援学校の看護師の市町村派遣など、各市町村教育委員会による小・中学校への適切な医療的ケアの体制整備を支援する。また、学校における医療的ケアの取組の成果や課題を共有することで、各市町村教育委員会における取組の充実・改善を図る。

(3) 県と市町村の役割分担および連携（「特別支援学校の整備」「医療的ケア」を除く）

ア 基本的な考え方

全ての児童・生徒等ができるだけ共に学び共に育つことをめざす中で、県内のどの地域に居住していても、どの学校種に在籍していても、必要な支援や適切な指導が受けられるよう、県内全域における特別支援教育の充実を図ることが必要である。

そのため、県教育委員会は、特別支援教育を必要とする児童・生徒等の学びのニーズに添えていくため、県立特別支援学校の専門性により一層の向上を図っていくとともに、高校教育段階での多様な学びの場の充実を図っていく役割を担う。併せて、専門的見地から市町村教育委員会への支援等を行う役割を担う。

また、市町村教育委員会は、児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに対応した効果的な教育課程を柔軟に編成する等、幼稚園等、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の充実を図っていく役割を担う。併せて、義務教育段階の、子どもの就学に係る相談、適切な就学先の決定等の役割を担う。

このように、県教育委員会と市町村教育委員会が県内の特別支援教育の充実に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、十分に連携・協力しながら取組を進めていく必要がある。

イ これまでの主な取組

(ア) 各学びの場の充実に関する取組

市町村教育委員会と連携し、市町村立小・中学校における「みんなの教室」モデル事業（平成27年度～30年度）や、市町村立小学校における「インクルーシブ教育校内支援体制整備事業」（令和元年度～）に取り組み、その成果の普及を図っている。

県立高等学校において、知的障害のある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するため「インクルーシブ教育実践推進校」を指定している。

(イ) 特別支援学校のセンター的機能の強化に関する取組

県立特別支援学校のセンター的機能においては、県内を5つの地域ブロックに分け、各地域内の県立特別支援学校が連携しながら、校外支援を進める形で、センター的機能を推進している。

また、平成20年度より、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、心理職のいずれかの職種を、自立活動教諭として配置している。

(ウ) 交流及び共同学習に関する取組

県立特別支援学校では、在籍する児童・生徒が、自分の居住する地域の小・中学生と交流及び共同学習を行う「居住地交流」を実施している。

県立特別支援学校と小・中学校、高等学校等は、相互理解の観点から、各学校間において、交流及び共同学習を行う「学校間交流」を実施している。

(エ) 就学相談・支援の充実及び切れ目ない支援体制の構築に関する取組

県教育委員会では、学校教育法施行令の一部改正を踏まえ、県教育委員会に設置されていた専門家による「県就学指導委員会」の機能を整理し、新たに「県教育支援委員会」を設置し、就学先決定時のみならず、就学後の一貫した支援について助言を得ている。

また、支援が必要な子ども一人ひとりの成長の過程に沿った所属機関における支援と、教育、医療、福祉、労働等の諸機関の連携による支援というタテ・ヨコの二つの軸で整理した「支援シート」を連携のツールとして導入している。

ウ 課題

(ア) 各学びの場の充実に関する取組

県内の公立小・中学校の特別支援学級等を担当する教員の人材育成や、専門性の向上のための更なる取組が必要である。

(イ) 特別支援学校のセンター的機能の強化に関する取組

幼稚園等、小・中学校、高等学校等における、学校全体の支援体制や、指導・支援の工夫・改善に資するため、県立特別支援学校のセンター的機能を更に強化していく必要がある。

(ウ) 交流及び共同学習に関する取組

各学校や学校間において、交流及び共同学習の取組がより効果的に行われるよう、支援に向けて具体的に取り組む必要がある。また、「居住地交流」において、県立特別支援学校に在籍する児童・生徒が小・中学校の児童・生徒と日常的なつながりを持つ中で相互理解を促進するための手立てを検討していく必要がある。

(エ) 就学相談・支援の充実及び切れ目ない支援体制の構築に関する取組

市町村教育委員会は、義務教育段階の子どもの就学に係る相談、就学先の決定等について、今後も法令等の趣旨を十分に踏まえた取組を進めていくため、関係機関との連携などに継続して取り組む必要がある。

県教育委員会は、県内各市町村教育委員会に対し、就学相談・支援や、継続した教育相談・支援に関する事項について十分な情報の提供や助言ができるよう、その仕組みについて検討していく必要がある。

県教育委員会及び市町村教育委員会は、就学後も、児童・生徒の教育的ニーズの変化等に適切に対応するため、継続的かつ柔軟な教育相談・支援を行う仕組みについて検討していく必要がある。

また、就学前から卒業後まで、教育、医療、福祉、労働等の関係機関等が連携し、情報共有を図りながら、連続性のある支援が適切に行われるよう、県教育委員会及び市町村教育委員会は、引き続き関係機関等との調整に努める必要がある。

エ 施策の方向

(ア) 各学びの場の指導や支援の充実

各県立特別支援学校の専門性向上のため、教育、医療、福祉、労働等の関係機関等と連携した校内研修や、県立総合教育センター、大学教員等を積極的に活用した校内研究を推進する。また、市町村教育委員会と連携し、小・中学校における授業づくりや学級経営、学校全体での支援の充実等を推進する。

(イ) 特別支援学校のセンター的機能の強化

県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、県立特別支援学校のセンター的機能の活用について、効果検証等の取組を進め、各地域の実情に応じた、より効果的な活用の仕組みを構築する。

(ウ) 交流及び共同学習の充実

県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、県立特別支援学校から小・中学校への居住地交流について実施状況等を把握する中で、居住する地域の小・中学校に副次的な籍を置く取組や、逆に小・中学校に在籍する児童・生徒が、県立特別支援学校に副次的な籍を置く取組について検討を進め、実施につなげていく。

(エ) 就学相談・支援の充実及び切れ目ない支援体制の構築

県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、義務教育段階の就学相談・支援について、共通した課題の解決に向けた検討協議や、効果的な実践事例の収集等の取組を進め、各市町村教育委員会の就学相談・支援の指標となるよう、基本的な考え方やモデルケース等を取りまとめたガイドラインを作成する。

関係機関等の連携による切れ目ない支援体制の構築について、市町村における個別支援計画を有効に活用するなどの取組事例を収集し、全県指導主事会議等を通じて、県内全域への普及を図る。

4 今後の予定

現在、国において、本年1月の中央教育審議会答申を受け、特別支援学校を設置する上で必要な最低基準を定めた、「設置基準」の策定作業が進められている。

この「設置基準」において、例えば、教室、グラウンドの面積等の設置要件が示された場合は、既存校の扱いも含め、県立特別支援学校の整備に係る対応方策について、検討が必要となると考えられる。

本指針の策定については、今後、国の「設置基準」の動向を見据えながら、市町村教育委員会の意向等も確認し、そのうえで、必要な再整理を行い、令和3年7月を目途に、最終案を取りまとめる予定である。

IX 県立社会教育施設の老朽化に対する取組等について

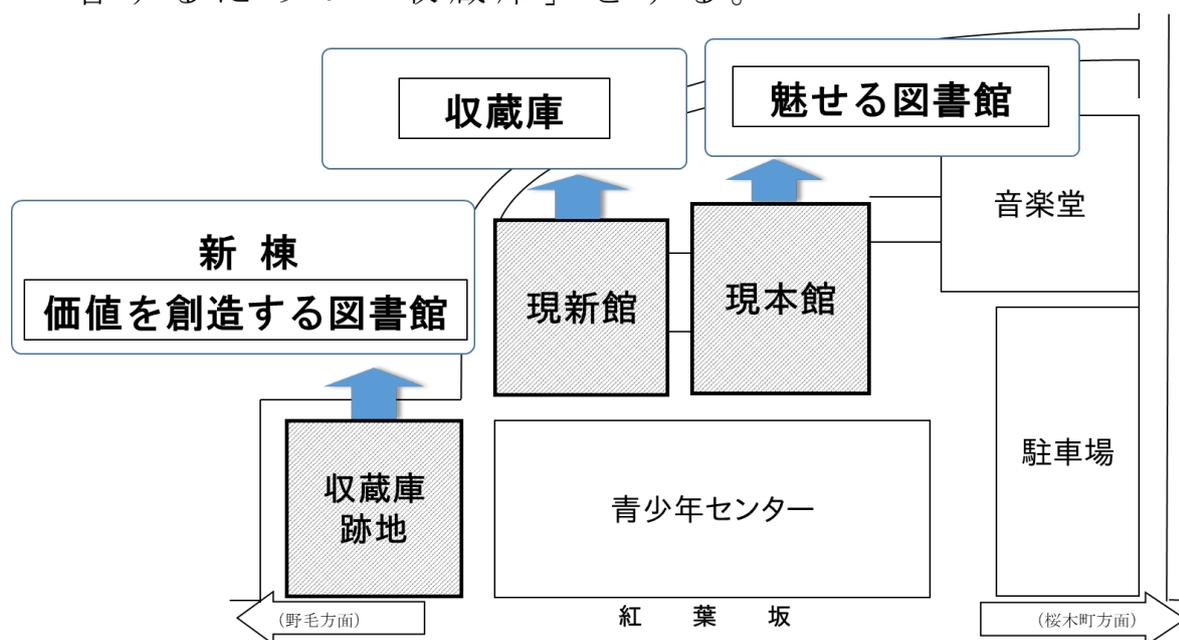
教育局が所管する社会教育施設については、老朽化が進んでいることから、これまで様々な取組を行ってきた。

そこで、今年度の施設整備・設備改修に関する取組及び来年度以降に行う取組について、概要を報告する。

1 県立図書館の再整備状況

(1) 再整備の概要

平成28年10月に策定した「県立図書館の再整備に向けた基本的な考え方」に基づき、収蔵庫跡地に新棟を建築して、利用者が学び、交流することで、自己実現につながる機能を持った「価値を創造する図書館」とする。また、現本館は、人々が訪れ、親しみ、また来たいと思える賑わいの場となる「魅せる図書館」とする。さらに、現新館は、将来にわたって増えていく蔵書等の資料を保管するための「収蔵庫」とする。



(2) 新棟新築工事について

令和元年度に行った基本・実施設計を基に、令和2年10月から新棟の新築工事を行っている。完成は令和4年3月を予定している。

(3) 新館及び本館改修工事について

新館を収蔵庫に改修するため、令和3年度に基本設計を行い、令和4年度に実施設計を行うことを予定している。また、本館の外壁改修や耐震補強工事等を行うため、

新館の改修工事と合わせて基本・実施設計を行う。

(4) スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新棟		新築工事	10月供用開始予定				
新館		基本設計	実施設計	改修工事		供用開始予定	
本館						外壁改修 耐震補強工事	供用開始予定

2 その他社会教育施設の設備改修状況

(1) 金沢文庫

来館者等の安全に万全を期すとともに、県民の財産である所蔵資料を守り、保存に適した環境を維持するため、老朽化に伴い動作が不安定となっていた自動火災報知設備・非常業務放送設備・入退室管理設備を更新した。

(2) 歴史博物館

館内機械設備の運転操作の安定性確保と自動制御機能の保持を図るため、設置から25年以上が経過し、老朽化が進んでいる電気系統の中央監視装置等を更新した。

(3) 生命の星・地球博物館

所蔵資料の展示・保存に適した環境を維持し、来館者に快適な環境を提供するため、メーカーによる部品の交換や修理対応が終了している中央監視装置及び錆の発生により一部運転停止となった空調機器の更新を行うとともに、故障時の交換部品等が供給停止となっているエレベーターを更新するための実施設計を行った。令和3年度には当該工事を行う。

(スケジュール)

	令和2年度												令和3年度													
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	休館予定※						
空調設備 改修工事							実施設計																			
エレベーター 更新工事																										

(※) 設備改修工事に伴い休館予定

X 民俗芸能記録保存調査の計画変更について

1 経緯

県教育委員会では、地域の貴重な民俗芸能が失われないよう、現状等を記録することにより、県内の民俗芸能の保存・継承の基礎資料とするとともに、当該芸能の特色を明らかにすることで、神奈川の歴史や文化に対する関心を高め、県民の郷土に対する愛着を育むため、平成30年度から「民俗芸能記録保存調査」を行ってきた。

2 これまでの調査

県内の複数自治体に所在する7件の民俗芸能を調査対象候補とし、その中より記録の状況、伝承者や後継者の状況から緊急性、希少性等を考慮して、最も優先度が高い「鹿島踊（かしまおどり）」について、平成30年度から3年間かけて調査を行い、令和2年度末に報告書を刊行する予定であった。

名称	伝承地
飴屋踊り、万作踊り	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、三浦市、秦野市
鹿島踊	小田原市、真鶴町、湯河原町
相模人形芝居	平塚市、小田原市、厚木市、南足柄市
ささら踊り	藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市
里神楽	横浜市、相模原市、三浦市、厚木市
一人立ち三頭獅子舞	横浜市、川崎市、相模原市、愛川町
湯立神楽	横浜市、鎌倉市、藤沢市、三浦市

※ 「鹿島踊」とは、神奈川県小田原市から静岡県東伊豆町にかけて相模湾沿岸部に20か所ほど伝わる民俗芸能で、多くが黄金柄杓（こがねびしゃく）などと呼ばれる特別な採り物を中心に、白丁（はくちょう）姿の青年が長柄の幣（へい）を持って踊る。

3 調査の計画変更

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度の「鹿島踊」はすべて中止となったため、令和2年度に予定していた現地での聞き取り調査等ができなくなった。また、図書館の臨時休館に伴い、文献調査等が大幅に遅れたこともあり、調査工程の見直しを余儀なくされた。これにより、報告書の刊行が困難となったため、調査期間を来年度まで延長し、令和3年度に報告書を刊行する。

(スケジュール)

		令和2年度				令和3年度			
(月)		4	7	10	1	4	7	10	1
当初計画	補足調査	→			報告書刊行				
	祭礼調査	→							
	報告書作成	→							
		令和2年度				令和3年度			
(月)		4	7	10	1	4	7	10	1
変更後	補足調査			→					報告書刊行
	祭礼調査				→				
	報告書作成			→					

4 「鹿島踊」の次の調査対象

次の調査については、「鹿島踊」に次いで優先度の高い「飴屋踊り、万作踊り」としたい。

※ 「飴屋踊り・万作踊り」とは、飴売りが伝えたという由来を持ち、踊りと段物（芝居）で構成されている。地域によって「粉屋踊り」とも呼ばれる。

5 市町村との連携・協力

個々の記録保存調査について、文化庁からの指導、助言を受けるとともに、所管地域の民俗芸能に係る現状確認や保存団体との連絡調整などについて、県と市町村が相互に連携・協力しながら実施する。